

令和7年度倉吉市環境審議会 次第

日時：令和7年10月31日（金） 10時00分～
場所：倉吉市役所第2庁舎 2階201会議室

1 開会

2 会長及び副会長の決定

3 議題

- (1) 報告事項 第2次倉吉市環境基本計画 令和6年度年次報告
- (2) 報告事項 倉吉市廃棄物減量等推進審議会の設置
- (3) 報告事項 脱炭素先行地域の取組

4 その他

- ・第3次倉吉市環境基本計画の策定について

5 閉会

配布資料

- ・次第
- ・資料1 第2次倉吉市環境基本計画 令和6年度年次報告書
- ・資料2 第2次環境基本計画 取組状況総括表
- ・資料3 2025年版 くらしよし環境カレンダー
- ・資料4 倉吉市廃棄物減量等推進審議会について
- ・資料5 脱炭素先行地域の取組

環境審議会委員名簿

(50音順：敬称略)

区分	氏 名	役 职 名	任 期
学 識 経 験 者	イゴリ 伊坂離 隆	倉吉商工会議所議員	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	イノウエ 井上 容子	倉吉商工会議所女性会 監事	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	エバラ 江原 朋美	とっとりSDGs伝道師	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	オオロ 大呂 忠司	鳥取県中部総合事務所環境建築局 局長兼環境・循環推進課長	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	ナカガワ 中川 優広	鳥取県中部清掃事業協同組合 専務理事	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	ナカバヤシ 中林 順子	鳥取中央農業協同組合 監査部 部長	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	ハツ 野津 伸治	鳥取短期大学教授 (生活学科 情報・経営専攻)	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	ハヤシ 林 昭富	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	フクイ 福井 靖子	とっとり県消費者の会 会長	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
市民 代表	マスイ 梶井 弘文	鳥取県中部森林組合 統括部長	令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	イワセ 岩世 麗		令和7年6月23日～ 令和9年6月22日
	ヨネダ 米田 伸之介		令和7年6月23日～ 令和9年6月22日

※○会長 ○副会長

男女比率 7 : 5 (女性比率 41%)

事務局	市民生活部長	東本 和也
	市民生活部環境課 課長	福嶋 隆
	市民生活部環境課 脱炭素社会推進室 室長	板倉 周也
	市民生活部環境課 環境・循環推進係 係長	和泉 幸志

倉吉市環境審議会条例（平成6年6月17日条例第24号）

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、倉吉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者 10人以内

（2）市民 5人以内

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席要求）

第6条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 審議会に、専門の事項を研究討議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

倉吉市環境審議会について

1 開催の目的

倉吉市環境基本条例に基づき組織された「倉吉市環境審議会」が、第2次倉吉市環境基本計画の施策の実施状況結果等をとりまとめた年次報告書の点検・評価を行い、それに基づいた施策の見直し等の提言を行う。

第2次倉吉市環境基本計画の計画期間：平成29年度から令和8年度まで [10年間]

(前期計画)：平成29年度から令和3年度まで (5年間)

(後期計画)：令和4年度から令和8年度まで (5年間)

※審議会は、年1～2回開催します。倉吉市環境基本計画の見直しまでの間、同計画の年次報告書の点検・評価が主な審議内容です。

2 直近の審議会開催の経緯

R 3年度		
区分	開 催	審議内容
環境 審議会	R3.8.6	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画の施策の実施状況報告 (H29～R2年度)● 第2次倉吉市環境基本計画 中間見直しの方向性の決定<ul style="list-style-type: none">・ 倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び内包・ 倉吉市ゼロカーボンシティ宣言・ SDGs の関連付け
環境 審議会	R4.12.24	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画の中間見直し（案）の協議● 第2次倉吉市環境基本計画 実施状況の点検・評価方法の協議
【パブリックコメント】中間見直し（案） R4.1.17～R4.2.15		
環境 審議会	R4.3.18	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画の中間見直し（案）の決定● 第2次倉吉市環境基本計画の実施状況の点検・評価方法の決定
事務局 (市)	R4.3.29	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画【中間見直し版】決定● 倉吉市ゼロカーボンシティ宣言

R 5年度		
区分	開 催	審議内容
環境 審議会	R5.5.16	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画 令和3年度年次報告書（報告）● 令和4年度の主な取組、今後の新たな取組内容（報告）
環境 審議会	R5.10.25	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画 令和4年度年次報告書（報告）● 今後の取組内容（協議）

R 6年度		
区分	開 催	審議内容
環境 審議会	R6.10.29	<ul style="list-style-type: none">● 第2次倉吉市環境基本計画 令和5年度年次報告書（報告）【指摘事項】指標の見直し等（ごみゼロ、水洗化率、エコクラブ）

倉吉市環境基本条例（抄）

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全に関する目標及び施策の大綱

（2）その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

倉吉市環境審議会条例（抄）

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条※の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、倉吉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者 10人以内

（2）市民 5人以内

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【環境基本法】

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第3項に基づく計画で、市域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるもの。

倉吉市環境基本計画について

1 計画の目的

倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施することにより、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代へ継承していくための目標、施策の方向を示すことにより、人と自然が共生する循環型社会の構築をめざすことを目的とします。

2 計画の役割

- ・倉吉市のめざす健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境像を示します。
- ・各分野の基本目標を設定し具体的な環境施策を示します。
- ・倉吉市・事業者・市民等の基本的な実践化できる取り組みを示します。

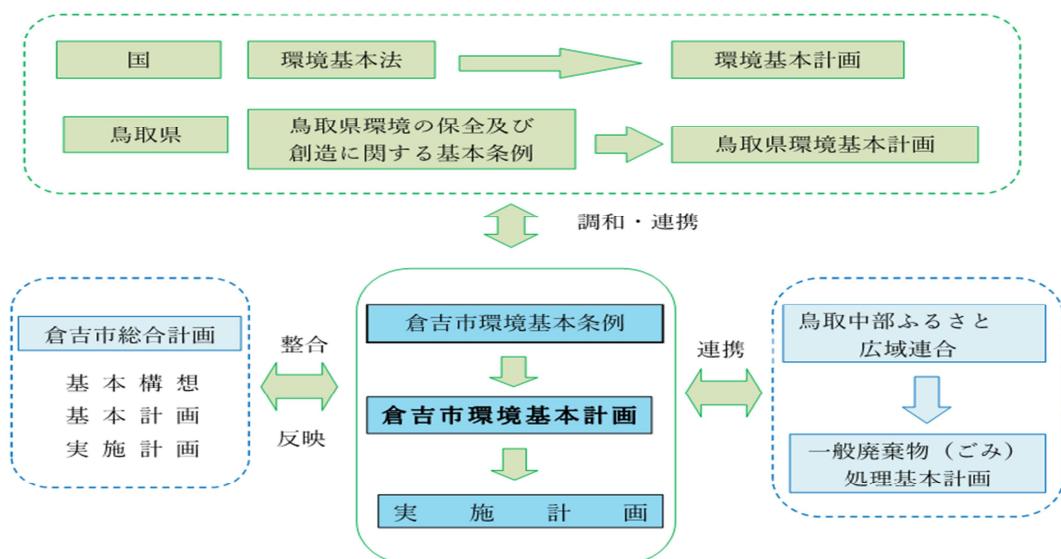
3 計画期間

平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）※令和 3 年度に中間見直し

4 中間見直しの要点

- ・地球温暖化対策推進法に基づく倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び内包。合わせて、2050（令和 32）年までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティイを目指すことを宣言。
- ・倉吉市総合計画と同様に SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を各施策に関連付け
- ・計画の基本目標領域の重点的な取組の進行管理のため環境指標（数値目標）を設定

倉吉市環境基本計画の位置付け



5 計画の対象範囲

環境の分類	対象（環境の要素）
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー等
生活環境	大気・水、公害、緑化、まちの景観と環境美化等
自然環境	農地・森林、河川、野生動植物等
循環型環境	ごみの減量、ごみの適正処理、ごみの資源化・リサイクル等
環境意識	環境教育・学習、人材育成・活用、環境情報、市民参画・協働等

6 5つの基本目標

【基本目標 1】 地球にやさしいまちを実現する（地球温暖化対策実行計画）

私たち自身の日常生活や事業活動が環境へ負荷を与えることを認識し、地球温暖化防止対策を推進し、環境への負荷の少ない低炭素型社会のまちづくりをめざします。

【基本目標 2】 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

きれいな空気の中で生活ができ、清らかでおいしい水を飲み続けられ、騒音・振動・悪臭が少なく、公害や有害物質等の影響がない、人が健康で安心して暮らすことのできる良好な生活環境や都市環境が確保されたまちづくりをめざします。

【基本目標 3】 人と自然が共生するまちを実現する

自然のもつ働きや仕組みを理解し生態系を守るため、清らかな水と緑のあふれる自然環境を保全する取り組みを実践するとともに、農地・森林保全を進め自然の循環が保たれた人と自然が調和したまちづくりをめざします。

【基本目標 4】 ごみの少ないまちを実現する（地球温暖化対策実行計画）

ごみとなるものを持ち込まない「リフューズ（Refuse）；断る」を起点に、ごみを抑制する「リデュース（Reduce）；ごみを減らす」、繰り返し使う「リユース（Reuse）；再使用する」、資源として再生利用する「リサイクル（Recycle）；再生利用する」の取組による4つの「R」から始まる行動を推進し、持続可能な循環型社会の構築されたまちづくりをめざします。

【基本目標 5】 環境意識が高いまちを実現する

より多くの事業者、市民等が倉吉市との協働による環境保全活動を求められていることを踏まえ、環境情報や学習機会の提供に努め、環境意識が高まり、実践できるまちづくりをめざします。

第 2 次倉吉市環境基本計画

令和 6 年度 年次報告書

市民生活部 環境課

1. 第2次倉吉市環境基本計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

計画(Plan) ⇒ 実施(Do) ⇒ 点検・評価(Check) ⇒ 改革・改善(Action) のPDCAサイクルを基本に、取組を推進します。施策の実施状況結果等を年次的に把握し、その実施した施策・事業の成果を点検・評価し、効果的な施策の推進について検討します。

(2) 計画の推進体制

倉吉市環境審議会が、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書の点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

年次報告書は、「計画の目標達成状況の点検・評価シート」と「施策の実施状況結果報告書」で構成します。(R4.3.18 倉吉市環境審議会で年次報告書の様式を決定)

2. 計画の目標達成状況の点検・評価シート

計画の施策領域の中で、取組の進捗状況の数値化が可能で、かつ目標値の設定が可能なものを環境指標とします。(太枠はの環境指標は主要となる指標です。)

基本目標I・III 共通の環境指標

「基本目標I 地球にやさしいまちを実現する」「基本目標III 人と自然が共生するまちを実現する」

環境指標①	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値(目標年度)
温室効果ガスの総排出量の削減率 【環境課】 【農林課】	H25年度を基準年度とする温室効果ガスの総排出量（市域のCO ₂ 排出量－市域の森林によるCO ₂ 吸収量）の削減率（%）	19.0% (H30年度)	25.5% (R3年度)	26.1% (R4年度)	40% (R8年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

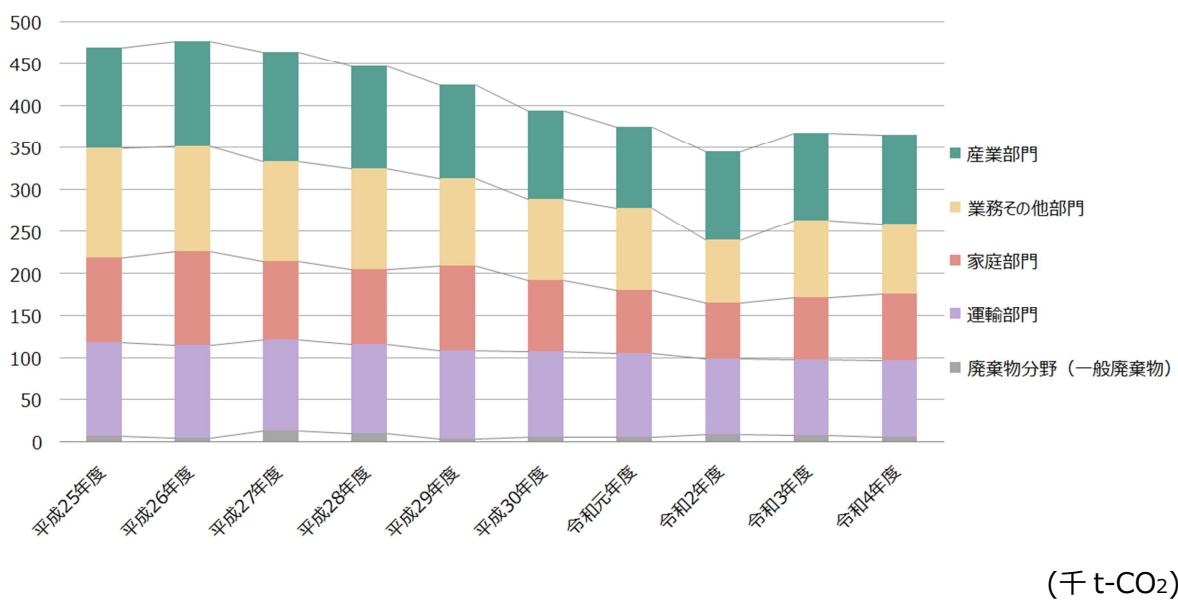
- 業務その他部門、家庭部門、産業部門の製造業を中心に排出量が104.8千トンCO₂減少した。
また、間伐面積の増加により森林吸収量が7.8千トンCO₂増加した。
総排出量の削減率は上昇傾向にあるが、令和8年度目標の達成には削減ペースの向上が必要。
- 主に住宅に設置される10kw未満の太陽光発電設置の導入件数の累積は平成26年度の675件から、平成30年度には857件、令和5年度には1,134件となり、増加傾向が維持されている。

	H25年度(基準年)	H30年度(計画策定時)	R4年度(最新値)
市域の二酸化炭素排出量	469.2千t-CO ₂	391.9千t-CO ₂	364.4千t-CO ₂
市域の森林吸収量	38.4千t-CO ₂	43.4千t-CO ₂	46.2千t-CO ₂
温室効果ガスの総排出量	431.2千t-CO ₂	348.9千t-CO ₂	318.2千t-CO ₂

※市域の森林吸収量は県全体の森林吸収量を人工林面積の面積割合に基づき算出したもの。

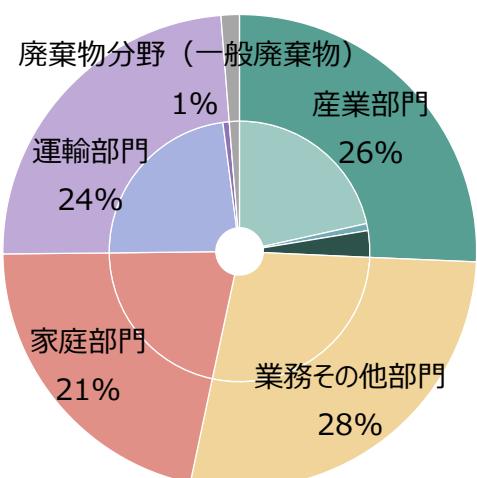
【部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化】

(千t-CO₂)

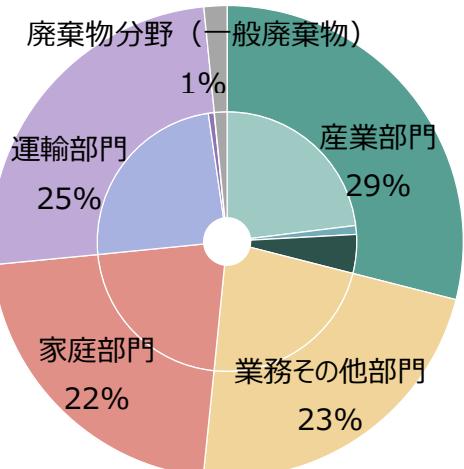


部門	平成25年度	平成30年度	削減率	令和4年度	削減率
合計	469.2	393.6	16%	364.4	22%
産業部門	120.6	105.0	13%	105.4	13%
製造業	101.1	87.4	14%	83.8	17%
建設業・鉱業	4.2	4.0	5%	3.9	6%
農林水産業	15.3	13.6	11%	17.7	-16%
業務その他部門	129.7	96.2	26%	82.7	36%
家庭部門	100.8	84.9	16%	79.5	21%
運輸部門	112.2	102.7	8%	91.0	19%
自動車	108.4	99.7	8%	88.4	18%
旅客	53.8	48.9	9%	41.9	22%
貨物	54.6	50.8	7%	46.5	15%
鉄道	3.8	3.0	22%	2.6	31%
船舶	0.0	0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	5.9	4.8	18%	5.7	2%

【平成 25 年度】



【令和 4 年度】



基本目標 I（環境にやさしいまちを実現する）の環境指標

関連施策 I－1 低炭素型のまちづくりを推進する

環境指標 ②	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
市内公共施設 の CO ₂ 排出量 削減率 【環境課】	H25 年度を基準年度とする 市の事務事業に伴う CO ₂ 排出量 の削減率	29.2% (R2 年度)	35.7% (R5 年度)	45.6% (R6 年度)	30% (R7 度) 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

- ・一部施設で CO₂ を排出しない電力の調達を開始したことで削減率が大幅に増加した。
※調達先は倉吉市、琴浦町、北栄町が出資している地域新電力の（株）鳥取みらい電力。
- ・庁舎電灯の LED 化等により電気使用量は削減傾向にある。
- ・本計画の目標は達成しているが、令和 5 年 10 月に改訂した倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により目標値を政府実行計画と同じ令和 12 年度 50% に引き上げており、目標達成に向けて、再生可能エネルギー設備の導入、（株）鳥取みらい電力からの電力調達を拡大する。

関連施策 I－2 エネルギーの消費量を削減する

環境指標 ③	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
買い物袋の 持参率 【環境課】	市民意識調査で買い物の際 にエコバックを持参してい ると回答した割合	91.2% (R3 年度)	88.9% (R6 年度)	89.2% (R7 年度)	100% (R7 年度) 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

- ・エコバックを持参していると答えた割合は 89.2%（前年 88.9%）となり、前年に比べ 0.3 ポイン
ト上昇した。レジ袋の有料化に伴い、9 割程度の高い水準で推移している。

関連施策 I－4 温室効果ガスの排出を抑制する

環境指標 ④	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
バス年間 利用回数 【企画課】	年間輸送人員／ 地域人口（中部地域）	7.7 回 (R2 年度)	8.5 回 (R5 年度)	9.2 回 (R6 年度)	8.5 回 (R7 年度) 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

- ・新型コロナウイルス感染症流行による行動制限の影響で落ち込んでいた利用回数が回復し、令和
元年度の 8.3 回を上回り、目標値を超える 9.2 回を達成した。

環境指標①②③④の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>省エネ行動や低炭素社会づくりの必要性について、事業者・市民の理解が深めるよう啓発を行う。 <input checked="" type="checkbox"/>市の事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を把握し、排出の抑制に努める。 <input checked="" type="checkbox"/>間伐等の森林保全の取組を推進する。 <input checked="" type="checkbox"/>J-クレジット制度の普及啓発を行う。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>温室効果ガスが地球環境に与える影響に理解を深め、省エネや再生可能エネルギー導入に努める。 <input checked="" type="checkbox"/>森林が果たす重要な役割を認識し、J-クレジット制度の理解を深める。 <input checked="" type="checkbox"/>森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>温室効果ガスが地球温暖化に与える影響に理解を深め、家庭での省エネ行動や再生可能エネルギーの導入に努める。 <input checked="" type="checkbox"/>森林が果たす重要な役割を認識し、森林を含む自然環境保全に対する意識を高める。 <input checked="" type="checkbox"/>森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。

基本目標II（安全・安心して暮らすことができるまちを実現する）の環境指標

関連施策II－3 水を守る

環境指標 ⑤	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年 度)
水洗化率 【上下水道局】 【環境課】	市内世帯のうち、実際に公共下水道、集落排水施設に接続又は合併浄化槽を設置して汚水を処理している世帯の割合	83.5% (R2 年度末)	84.0% (R5 年度末)	84.2% (R6 年度末)	84.9%以上 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- 市内世帯数の遞減により、全体の7割を占める公共下水の接続件数は減少しているが、農業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽の設置世帯は増加しており、全体で水洗化率は上昇した。

※市内世帯数 20,507 (A) 《水洗化済世帯の内訳》 公共下水 14,848

水洗化済世帯数 17,257 (B) 農業集落排水 2,018

水洗化率 = (B) / (A) 林業集落排水 8

合併処理浄化槽 383

関連施策 II – 5 美化活動を推進する

環境指標 ⑥	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値(目標年度)
ポイ捨て等の対応件数 【環境課】	公共の場所におけるポイ捨て及び犬等のふんの放置に関する苦情・相談の対応件数	11 件 (R2 年度)	13 件 (R5 年度)	4 件 (R6 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・道路沿いや河川等への、ごみやタバコ等のポイ捨てや犬のフンの放置等への対応件数は 5~15 件程度で推移していたが、R6 年度においては 4 件と大きく減少した。

関連施策 II – 7 野焼きを禁止する

環境指標 ⑦	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値(目標年度)
野焼きの発生件数 【環境課】	野焼きに関する苦情・相談の対応件数	10 件 (R2 年度)	5 件 (R5 年度)	6 件 (R6 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・市街地及びその周辺における廃棄物の焼却行為など、煙及び悪臭に対する苦情・相談が寄せられる件数は 5~10 件程度で推移している。例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導を行っている。

関連施策 II – 8 まちの清潔を保持する

環境指標 ⑧	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値(目標年度)
不法投棄の対応件数 【環境課】	不法投棄の通報・苦情・相談に関する対応件数	23 件 (R2 年度)	10 件 (R5 年度)	7 件 (R6 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を行った件数は 5~10 件程度で推移している。

環境指標⑤⑥⑦⑧の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	市	☑ 公共下水道や集落排水施設の接続を促すとともに、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による河川などの水質汚濁を防止する。
	事業者	☑ 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査で水質の把握をする。
	市民	☑ 家庭から排出される生活雑排水が、河川や水路の汚濁の原因の一つになっていることを認識し、公共下水道・集落排水施設の接続や合併処理浄化槽の設置の必要性について理解を深める。

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	市	県と連携して不法投棄パトロールを実施するなど、不法投棄の防止に努める。
	事業者	廃棄物の減量化・分別を徹底する。 廃棄物の適正な処理・処分を行う。
	市民	土地の所有者（まちは管理者）は、整理整頓や草刈りなど、不法投棄をされにくい環境を作る。

基本目標III（人と自然が共生するまちを実現する）の環境指標

関連施策III－2 健やかな森林を守る

環境指標 ⑨	指標の説明	計画 策定時	直近の 数値	最新値	目標値 (目標年度)
間伐面積 (ha/直近5年間) 【農林課】	健全な状態を保ち、森林の持つ公益的機能を高めるための間伐面積	888ha (H26 年度～ H30 年度までの合計)	836ha (H30 年度～ R4 年度までの合計)	710ha (R1 年度～ R5 年度までの合計)	1,050ha (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・計画期間を10年とする県地域森林計画及び市森林整備計画に基づき森林整備を進めている。また、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始している。

倉吉市内の間伐面積

(単位 : ha)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
136	91	253	174	234	205	152	95	150	108
(直近 5 年間の合計間伐面積)				888	957	1,018	860	836	710

(出典 : 鳥取県林業統計)

※天神川地域森林計画書（現計画：令和 6 年 4 月 1 日～令和 16 年 3 月 31 日）

間伐面積の計画量 天神川地域全体 6,070ha うち倉吉市 1,979ha

環境指標⑨の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 15 陸の豊かさも守ろう	市	<input checked="" type="checkbox"/> 間伐等の森林保全の取組を推進する。
	事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 森林が果たす重要な役割を認識し、J-クレジット制度の理解を深める。
	市民	<input checked="" type="checkbox"/> 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。

基本目標IV（ごみの少ないまちを実現する）の環境指標

関連施策IV－1 ごみの排出量を抑制する

環境指標 ⑩	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
1人1日あたり のごみ排出量 【環境課】	家庭系・事業系のごみの 排出量 (ごみ総収集量+団体回収 量) ÷ 人口 ÷ 年間日数)	1,127g/人日 (R2 年度)	1,123g/人日 (R5 年度)	1,064g/人日 (R6 年度) ※暫定値	1,089g/人日 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・1日1人当たりの排出量は家庭系で微減傾向にあるが、事業系は年度により増減が大きく全体としては横ばいとなっている。

区分 \ 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①1日1人当たりの排出量(g)	1,127	1,092	1,122	1,123	1,064
②家庭系の1日1人当たりの排出量(g)	608	609	599	603	562
③事業系の1日1人当たりの排出量(g)	519	483	523	520	502

関連施策IV－1 ごみの排出量を抑制する

環境指標 ⑪	指標の説明	計画策定期	直近の 数値	最新値	目標値 (目標年度)
最終処分場 へのごみ持ち 込み量 【環境課】	クリーンランドほうき (最終処分場)へのご み持ち込み量	882 t (R元年度) 総合計画	758 t (R5 年度)	692 t (R6 年度)	855 t (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- 平成 27 年度より開始した焼却残渣のセメント原料化による再利用で最終処分量は減少傾向で推移している。引き続き、ごみの適正な分別と小型家電の回収を推進し、最終処分場の延命化を図る。

関連施策IV－2 リサイクルを推進する

環境指標 ⑫	指標の説明	計画策定期	直近の 数値	最新値	目標値 (目標年度)
ごみの リサイクル率 【環境課】	(資源化量+団体資源ご み回収量) ÷ (ごみ総収集 量+団体資源ごみ回収量)	23.42% (R2 年度)	24.88% (R5 年度)	22.46% (R6 年度) ※暫定値	25.0% (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- 事業系古紙の取扱変更により、R3 年度にリサイクル率が 21.60%まで減少したが、その後は目標に向けて上昇傾向にある。引き続き、ごみの排出量を抑制し、団体資源ごみの回収量の拡充を図る。

区分 / 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
資源化量 (単位 : kg)	4,112,303	3,594,076	4,029,812	3,928,608	3,755,471
ごみ総収集量 (単位 : kg)	18,731,513	17,872,456	18,135,522	17,622,028	16,721,111
団体回収量 (単位 : kg)	348,529	340,635	337,907	605,490	254,711
リサイクル率	23.38%	21.60%	23.64%	24.88%	23.62%

環境指標⑩⑪⑫の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 12 つくる責任 つかう責任	市	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの分別方法の周知を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスの削減の必要性の理解が深まるよう啓発を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> PTA や子ども会が実施する再生資源物の集団回収の取組を支援する。
	事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 製造過程で発生する廃棄物の抑制、再使用に取り組む。 <input checked="" type="checkbox"/> 使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるもの替えるよう努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努める。
	市民	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの分別方法を守る。食材の使い切りや食べきりによる食品ロスを削減する。 <input checked="" type="checkbox"/> 使わなくなった衣類などは、アップサイクルなど、再利用して長く使用する。 <input checked="" type="checkbox"/> PTA や子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力する。

基本目標V（環境意識が高いまちを実現する）の環境指標

関連施策V－1 環境意識を醸成する

環境指標 ⑬	計画策定時	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
こどもエコクラブ 登録人数 【環境課】	鳥取県こどもエコクラブ 活動支援補助金の対象者数	1,827 人 (R2 年度)	817 人 (R5 年度)	804 人 (R6 年度)	1,900 人 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等における環境教育活動（こどもエコクラブ活動）を促進するために交付している補助金の実施団体が、近年、大きく減少している。
- ・特に、小学校が平成 28 年度の 7 校から令和 6 年度には 3 校に減少しているため、学校における環境保全の取組を再興し、児童から大人への波及を図るため、若者（小学 5・6 年生、中学生）を対象とする環境カレンダーを作成し学校を通じて配布する。

関連施策V－2 環境に関する情報を提供する

環境指標 ⑯	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値(目標年度)
ごみゼロ全市一斉清掃参加人数 【環境課】	倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃参加人数	8,171人 (R2年度)	7,976人 (R5年度)	7,294人 (R6年度)	10,000人 (R8年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・毎年10月に倉吉市自治公民館連合会と市の共催で倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃を行っており、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ参加人数が回復傾向にあるが計画策定時の参加人数に至っていない。
- ・取り組みの継続に併せて、自治公民館や地域住民、自治公民館等が地域の実情等に合わせた自発的な環境美化活動を推進し「地域コミュニティ」の再興・充実に繋がることを目指している。

環境指標 ⑬⑯の改善で貢献できるSDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 4 質の高い教育をみんなに 	市	こどもエコクラブが実施する様々な環境教育・環境活動を促進することにより、環境を大切にする心と行動力の育成ときれいなまちづくりを推進する。
	事業者	ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表すよう努める。
	市民	私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、家族と話合う機会を持つ。
SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 17 パートナーシップで目標を達成しよう 	市	地域のごみを一掃する「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃」の取組により、市民の環境意識の向上を目指す。
	事業者	事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努める。
	市民	自宅の周りや地域の美化・清掃活動に参加する。

3. R 6年度施策の実施状況結果報告書

施策領域の市の取組の実施状況を下記の様式で取りまとめています。

	担当課	市の取組	R 6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	○○課	計画の施策領域の取組	R 6 年度の取組内容	取組内容

【計画の施策体系】

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉	基本目標 I 地球にやさいまちを実現する		
	I - 1	低炭素型のまちづくりを推進する	
	I - 2	エネルギーの消費量を削減する	
	I - 3	再生可能エネルギーを使用する	
	I - 4	温室効果ガスの排出を抑制する	
	基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する		
	II - 1	大気を守る	
	II - 2	悪臭の抑制されたまちをつくる	
	II - 3	水を守る	
	II - 4	騒音・振動の少ないまちをつくる	
【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉	II - 5	美化活動を推進する	
	II - 6	美化活動を支援する	
	II - 7	野焼きを禁止する	
	II - 8	まちの清潔を保持する	
	II - 9	伝統的景観と都市景観を守る	
	II - 10	ペットを適正管理し動物と共生する	
	基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する		
	III - 1	豊かな農地を守る	
	III - 2	健やかな森林を守る	
	III - 3	野生動植物の生息・生育環境を守る	
【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉	III - 4	自然とのふれあいを進める	
	基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する		
	IV - 1	ごみの排出量を抑制する	
	IV - 2	リサイクルを推進する	
	IV - 3	廃棄物を適正に処理する	
	基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する		
	V - 1	環境意識を醸成する	
	V - 2	環境に関する情報を提供する	
	V - 3	環境を監視し、注意喚起を促す	

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

施策 I-1 低炭素型のまちづくりを推進する

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	国・鳥取県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○国の省エネ対策の情報発信 ○星空保全地域（県星空保全条例で指定された関金地域）の夜空の保全状況を確認するため、明るさの調査を実施し、県に報告した。（年2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の省エネ対策の情報発信 ○星空保全地域（県星空保全条例で指定された関金地域）の夜空の明るさの調査を行う。（年2回）
②	環境課	倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ○事務事業のCO2排出量の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度実績 5,466 t-CO2 ・H25年度比：CO2 45.7%削減 ※倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）をR5.10に改訂し、温室効果ガスの削減目標を政府実行計画と同じ、50%に引き上げ、旧計画にあった職員の省エネ行動、設備更新時のエネルギー効率の高い設備の導入及び運用改善に加えて、以下取組を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設への「太陽光発電設備等の設置」、「再生可能エネルギーの利用（電力調達）」 ・公用車への「EV等の導入」 ・ごみの減量・リサイクルの推進のための「4R運動」 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき設置した地球温暖化対策推進会議により計画を推進する。 ○市有施設への再生可能エネルギー導入等にあたっては自家消費による設備設置を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第2庁舎屋上に太陽光発電設備(90kW)の設置する。 ・再生可能エネルギーの利用（電力調達）を拡大する ○市の事務事業の実施に伴うCO2排出量の集計・公表を行う。
③	環境課	再生可能エネルギー設備が導入されるよう、普及啓発等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、小規模発電設備（家庭用蓄電池（実績20件）・薪ストーブ（実績5件））の設置補助金を交付した。 ・再生可能エネルギーの活用等を啓発するため、環境教育の副読本として環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて配布した。 ・耕作維持困難農地における営農型太陽光発電設備の設置拡大に向け、近隣市町、事業者と事業検討し、環境省交付金へ提案した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用蓄電池設置補助金（予算20件）及び薪ストーブ設置補助金（予算5件）を交付する。また、環境カレンダー等による普及啓発を行う。 ・環境省の事業選定を受けたことから、耕作維持困難農地への営農型太陽光発電の設置による地域課題解決モデルの構築を目指して、共同で事業に取り組む近隣自治体、事業者と連携して事業を推進する。

④	環境課	家庭の二酸化炭素排出量がわかる環境家計簿の普及啓発に努めます。	2025年版環境カレンダー（環境保全活動の紹介・エコクイズ・環境家計簿付き）作成し、子供から大人へ環境保全に関する話題が広がることをめざした啓発を行った。	学校教育課と連携して、環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて学校の生徒（小4～6年生、中学生）に配布する。
⑤	農林課	《R4年度からの取組》 木材を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献等を発信し、消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進します。	地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。 →未着手	地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。
⑥	環境課	《R4年度からの取組》 J-クレジット制度の普及啓発を行います。	J-クレジットの契約状況（クレジット創出者：鳥取県中部森林組合） ・契約企業 49社 ・総契約量 472t-CO2	鳥取県中部森林組合、鳥取銀行等と連携しJ-クレジット制度の普及啓発を行う。 R7年度末に約1,400t-CO2を創出する計画を推進

基本目標I 地球にやさしいまちを実現する

施策 I-2 エネルギーの消費量を削減する

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	市有施設各所管課	公共施設の照明のLED化を推進する等、様々な省エネルギーに努めます。	・倉吉パークスクエア照明設備LED化改修工事(倉吉交流プラザ東側) ・久米小学校校舎等照明LED化 ・中学校（5校）校舎等照明LED化	・倉吉パークスクエア照明設備LED化改修工事(倉吉交流プラザ西側) ・倉吉交流プラザ照明設備、舞台照明設備LED化改修工事 ・小学校（9校）校舎等照明LED化 ※久米小除く
②	環境課	倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。	○事務事業のCO2排出量の公表 ・R6年度実績 5,466t-CO2 ・H25年度比：CO2 45.7%削減 ※倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）をR5.10に改訂し、温室効果ガスの削減目標を政府実行計画と同じ、50%に引き上げ、旧計画にあった職員の省エネ行動、設備更新時のエネルギー効率の高い設備の導入及び運用改善に加えて、以下取組を追加した。 ・市有施設への「太陽光発電設備等	○新たな倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき設置した地球温暖化対策推進会議により計画を推進する。 ○市有施設への再生可能エネルギー導入等にあたっては自家消費による設備設置を推進する。 ・第2庁舎屋上に太陽光発電設備（90kW）の設置する。 ・再生可能エネルギーの利用（電力調達）を拡大する ○市の事務事業の実施に伴うCO2

			の設置」、「再生可能エネルギーの利用（電力調達）」 ・公用車への「EV等の導入」 ・ごみの減量・リサイクルの推進のための「4R運動」	排出量の集計・公表を行う。
③	環境課	省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。	2025年版環境カレンダーを活用し、省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行った。	環境カレンダーを作成し、省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行う。
④	環境課	ゴーヤやアサガオ等の植物を育てて作るグリーンカーテンの取組を普及啓発します。	取組実績なし	市のウェブサイト等を活用して、グリーンカーテンの取組の普及啓発を行う。
⑤	環境課	エコライフ活動の普及啓發に努めます。	・2025年版環境カレンダーにエコライフ等の環境保全の取組を掲載した。環境カレンダーは窓口配布とホームページ掲載に加えて、ごみ分別学習会の際にも紹介して活用した。 ・デコ活宣言を行い、新たな国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に参加した。	エコライフ活動の若者から大人への波及を目指して、小学生、中学生）を対象とする環境カレンダーを作成し学校を通じて配布する。

※「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

国が推進する国民運動「クールチョイス（COOL CHOICE）」は、「デコ活」に移行しました。「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信していく取組です。

基本目標I 地球にやさしいまちを実現する

施策 I-3 再生可能エネルギーを使用する

担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
① 環境課	再生可能エネルギー設備が導入されるよう普及啓発等を行います。	○住宅用蓄電池導入補助金、薪ストーブ等導入補助金を活用し、再生可能エネルギーの利用促進を行った。（利用実績：蓄電池20件、薪ストーブ5件） ○2025年版環境カレンダー等による再生可能エネルギー導入等の普及啓発を行った。	○住宅用蓄電池導入補助金・薪ストーブ等導入補助金制度を活用し再生可能エネルギーの利用促進を図る。（R7年度予算：蓄電池20件、薪ストーブ5件） ○市報、環境カレンダー等による再生可能エネルギー導入等の普及啓発を行う。

②	環境課	分散型エネルギーシステムの普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用太陽光発電と蓄電池による分散型エネルギーシステムを推進するため、住宅用蓄電池設置補助金を交付した。 ○再生可能エネルギーによる地産地消と地域経済循環を目指して、鳥取みらい電力とともに事業を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用蓄電池導入補助金制度を活用し、分散型エネルギーシステムの普及を図る。 ○環境カレンダー等による再生可能エネルギー導入等の普及啓発を行う。 ○引き続き、鳥取みらい電力と再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を検討する。
③	環境課 地域整備課	小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。	<p>【環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で小水力発電を行う事業者と連携し、休止施設の再開、新設に向けた協議検討を行った。 <p>【地域整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組実績なし (活用可能な水路等への小水力の導入をする事業者（または団体等）がある場合は、水路管理者との調整等を支援する。) 	<p>【環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、地域で小水力発電を行う事業者と連携し、休止施設の再開、新設に向けた協議検討を行う。 <p>【地域整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用可能な水路等があった場合、改良区等の所有者との調整を支援する。
④	環境課	木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置し、木質バイオマス発電事業化（木質チップボイラー、薪ボイラー含む）について調査・研究に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐材等の地域で創出される未活用資源の活用に向け、市有施設への木質バイオマスボイラーの設置等を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金等を活用した市有施設への木質バイオマスボイラーの導入について検討する。

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

施策 I－4 温室効果ガスの排出を抑制する

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	環境課	フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努めます。	業務用の空調機器・冷蔵冷凍機器の簡易点検、定期点検、機器廃棄時のフロン類回収処理等の周知を行った。	業務用の空調機器・冷蔵冷凍機器の簡易点検、定期点検、機器廃棄時のフロン類回収処理等の周知を行う。

②	市有施設各所管課	<p>フロン排出抑制法に基づき、倉吉市役所の施設等に使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器をに基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止します。</p>	<p>フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使う空調設備の簡易点検、定期点検を行った。 (簡易点検) ・3ヶ月に1回以上(日常的な点検) (定期点検) ・エアコン出力 7.5kw 以上 50kw 未満 3年に1回以上 ・エアコン出力 50kw 以上 1年に1回以上</p>	<p>室外機の圧縮機出力が 7.5 kw 以上 50.0 kw 未満のエアコンについては、3年以内に1度の有資格者による定期点検が必要となっているため、これを行っていく。 ○本庁舎議会棟エアコン 圧縮機出力 12.9 kw 2台 ○北庁舎エアコン 圧縮機出力 10.7 kw 3台</p>
③	環境課	<p>エコカー導入の普及啓発に努めます。</p>	<p>国が推進する「クールチョイス」に資する自動車の買い替え時のエコカーの選択について市のウェブサイトへの掲載により普及啓発を行った。 (主なエコカー) 電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、・プラグインハイブリッド自動車(PHV)</p>	<p>市のウェブサイト、環境カレンダー等で、自動車の買換え時の選択肢として、エコカー導入のメリット等の啓発を実施する</p>
④	企画課 環境課	<p>公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。</p>	<p>【企画課】 【市の取り組みに関する指標、計画】 指標：市報等による公共交通機関利用促進の周知回数 実績：令和6年度12回 ○市報・チラシ（4月、7月、9月） ○防災行政無線（7月～3月） 【市民の取組みに関する指標、実績】 指標：バス年間利用回数 年間輸送人員÷地域人口（中部地域） 実績：令和6年度：9.2回 年間輸送人員：873,802人（バス事業者提供） 地域人口：94,834人</p> <p>【環境課】 公共交通機関や自転車利用の普及啓発を行う。（R7年版環境カレンダーに掲載）</p>	<p>【企画課】 【市の取り組みに関する指標、計画】 指標：市報等による公共交通機関利用促進の周知回数 計画：年度15回（4月～3月） (市報・チラシ3回、防災行政無線12回) 【市民の取組みに関する指標、実績】 指標：バス年間利用回数 年間輸送人員÷地域人口（中部地域） 目標数値：令和7年度：8.5回</p> <p>【環境課】 公共交通機関や自転車利用の普及啓発を行う。（R8年版環境カレンダー掲載予定）</p>

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-1 大気を守る

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	中国大陸から運ばれて来るPM2.5などの大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます。	PM2.5（微小粒子状物質）の環境基準値超過がなかったため、注意喚起等の情報提供は行っていない。	PM2.5が環境基準を超える場合には、県と連携し、注意喚起等の情報提供を行う。
②	環境課 建築住宅課	アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。	【環境課】 市有施設アスベスト調査 4ヶ所 【建築住宅課】 R6年度アスベスト撤去支援事業補助利用実績：含有調査1件 R6年度建設リサイクル法解体届出件数実績 113件	【環境課】 市有施設の改修工事等の際に必要になるアスベスト含有調査の実施 【建築住宅課】 アスベスト撤去支援事業の実施

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-2 悪臭の抑制されたまちをつくる

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。	公害防止計画及び公害防止協定に基づき対象事業所の悪臭の測定を実施等を行う。（1事業所） →JA 鳥取中央・久米畜産団地	公害防止計画及び公害防止協定に基づき対象事業所の悪臭の測定を実施等を行う。（1事業所）
②	環境課	悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導の実施（対応件数 13件）	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導等を行う。
③	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や指導等を行う。 (対応件数 13件)	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導等を行う。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-3 水を守る

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。	○県と連携し、天神川水系の定点観測を実施（定点観測 17 地点） ○油流出等の水質事故の対応（4件対応）	○県と連携し、天神川水系の定点観測を実施する。 ○油流出等の水質事故が発生した場合、水質汚濁の拡大を防止するため、国県等の関係機関を連携して適切に対応する。

②	環境課	工場・事業場からの排水測定を行います。	○公害防止協定に基づき事業所の排出水等の測定を実施した。 (2事業所：旭原産業廃棄物埋立地、久米畜産団地)	○公害防止協定に基づき事業所の排出水等の測定を実施 (2事業所：旭原産業廃棄物埋立地、久米畜産団地) ○鳥取中部ふるさと広域連合からの事業排水の水質検査の立会い
③	上下水道局 環境課	公共下水道及び集落排水施設への接続と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。	R6年度 水洗化の実績 84.2% ・市内世帯数 20,507 (A) ・水洗化済世帯数 17,257 (B) 水洗化率 = (B) / (A) 《水洗化済世帯の内訳》 公共下水 14,848 農業集落排水 2,018 林業集落排水 8 合併処理浄化槽 383	目標：水洗化率 令和7年度 84.9%以上 《水洗化率》 公共下水道・集落排水・合併浄化槽の水洗化済み世帯数／市内の全世帯数
④	農林課	良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。	森林整備計画を推進するため、間伐の支援を実施した。間伐面積 108ha (出所：R6年度鳥取県林業統計)	新たな森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を活用し、森林保全のための取組と支援を行う。
⑤	環境課	化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について情報提供に努めます。	○県が実施主体となる「河川のダイオキシン類調査」に協力した。 ※R6は市内の調査地点なし 河川の水質に含まれるダイオキシン類に伴う県の汚染状況調査の測定ポイントの選定に協力	県が実施する環境汚染化学物質の実態把握に協力する。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-4 騒音・振動の少ないまちをつくる

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。	○国の公害対策の基礎資料に活用される自動車騒音を測定し、その結果を国に報告した。 ○騒音施設法・振動規制法の規制を受ける特定施設設置届出書(6件)、特定建設工事届書(7件)を受付し、設置内容の確認を行った。	○国の公害対策の基礎資料に活用される自動車騒音を測定し、その結果を国に報告する。 ○騒音や振動を発生する「特定施設」を設置する場合や著しい騒音や振動を発生する「特定建設工事」を実施する場合の届出を受け付ける。

②	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。	騒音苦情対応の件数 5 件	騒音・振動の公害を未然に防止するため、日常での苦情や相談を解決に導く対応に努める。
③	環境課	鳥取県公害防止条例に基づき、深夜（午後 10 時から翌朝午前 6 時まで）の事業活動による騒音について測定・規制を行います。	深夜騒音の苦情対応の件数 1 件	深夜騒音に関する苦情（爆音機の使用時間の遵守）の解決に努める。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-5 美化活動を推進する

担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
① 管理計画課 建設課 環境課	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施し、清潔で快適な生活環境を守ることに努めます。	<p>【管理計画課】 委託業者や公民館、職員による定期的な公園の清掃を実施した。</p> <p>【建設課】 ・ 8月 7 日に、道の日清掃を鳥取県中部総合事務所と倉吉市役所が協働で実施した。 (県：中部総合事務所～駅前付近、市：伝建群付近)</p> <p>・ 4月 21 日に、天神川流域一斉清掃を国土交通省及び流城市町が主催となり、市民等に参加いただき実施した。 (R 6 実績 1 市 3 町計 893 人、倉吉市 428 人)</p> <p>【環境課】 倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」を実施した。 ごみゼロ全市一斉清掃参加人数 R6 実績 7,294 人</p>	<p>【管理計画課】 公園を定期的に清掃し美化活動を推進する。</p> <p>【建設課】 河川、道路の一斉清掃により美化活動を推進する。 ・ 8月 8 日に、道の日清掃を鳥取県中部総合事務所と倉吉市役所が協働で実施予定。 (県：中部総合事務所～駅前付近、市：伝建群付近)</p> <p>・ 4月 20 日に、天神川流域一斉清掃を国土交通省及び流城市町が主催となり、市民等に参加いただき実施した。 (R 7 実績 1 市 3 町計 889 人、倉吉市 407 人)</p>
② 環境課	公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。	公共の場所での「ぽい捨て禁止・飼い犬等のふんの放置禁止・喫煙の制限」の注意喚起を行った。 R6 年度対応件数 4 件	清潔で快適な環境を確保するため、「倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」に基づく啓発等を行う。

③	環境課	公共の場所における飼い犬等のふんの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。	マナー啓発の看板貸出 看板貸出 4 件	マナー啓発の看板貸出、リーフレット等の班回覧を実施し、美化活動を推進する。
④	環境課	鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。	倉吉市伝統的建造物群周辺の玉川清掃の実施・支援を行った。 ・市の委託業務の実施 ・地元住民ボランティア活動	地元住民ボランティア活動と連携し、倉吉市伝統的建造物群周辺の美化活動（玉川清掃）を推進する。
⑤	人権政策課	いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。	落書き案件の発生は無かった。市公式ウェブサイト・人権文化センター広報紙で、差別落書き等を発見した際の対応方法や落書き禁止の啓発を行った。 (落書き案件なし)	人権侵害、差別落書きを未然に防止するため、市報、公式サイト等による啓発を行うとともに、差別事象が発生した場合は、事実確認、背景等を確認して必要な措置を講じる。 目標値：対応率 100%
⑥	市有施設各所管課	公共施設におけるバイク、自動車等の放置の禁止を周知します。	市有施設の機能保全及び利便性の確保を図るため、「倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例」による規制により、自転車等放置の防止対策を行った。	市有施設の機能保全及び利便性の確保を図るため、「倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例」による規制により、自転車等放置の防止対策を引き続き行っていく。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-6 美化活動を支援する

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	環境課	清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。	清掃活動ボランティアへごみ袋の配布（ごみ処理手数料の減免）を実施。 ・R6 年度配布枚数 435 枚	玉川、鉢屋川、上灘の清掃活動ボランティア、赤十字奉仕団の清掃支援及び清掃活動ボランティアへごみ袋の配布による支援を行う。
②	環境課	自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。	・生活排水溝土砂運搬の支援 201 台 ・フックロールコンテナ借上支援 (2t) 119 台 (4t) 52 台	町内清掃活動の支援として、生活排水溝土砂運搬の車両配車・清掃活動支援のためのフックロールコンテナの借り上げを行う。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-7 野焼きを禁止する

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	環境課	廃棄物処理法に基づき、野焼きの原則禁止を周知します。	野焼き禁止の周知及び目撃や苦情への現場対応を行った。 R6 年度発生件数 6 件	野焼き禁止の注意喚起を行う。必要に応じて倉吉警察署とも連携して対応する。

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-8 まちの清潔を保持する

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課 地域整備課	不法投棄に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。	<p>【環境課】</p> <p>県（廃棄物適正処理推進指導員）と連携し、不法投棄の対応を行った。</p> <p>R6年度不法投棄対応件数 7件</p> <p>【地域整備課】</p> <p>「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得て対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に3回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業 	<p>【環境課】</p> <p>県（廃棄物適正処理推進指導員）と連携し、不法投棄の対応を行う。</p> <p>【地域整備課】</p> <p>「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得て対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に3回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業
②	建築住宅課 環境課	土地や建物で適切に管理されていないものがあれば、その所有者や管理者等に清掃や原状回復等、適正管理をお願いするよう努めます。	<p>【建築住宅課】</p> <p>R6年度アスベスト撤去支援事業補助利用実績：含有調査1件</p> <p>R6年度建設リサイクル法解体届出件数実績 113件</p> <p>【環境課】</p> <p>不法投棄を未然に防止するため、所有者による土地や建物の清潔な管理の注意喚起を行った。</p>	<p>【建築住宅課】</p> <p>アスベスト撤去支援事業の実施</p> <p>【環境課】</p> <p>不法投棄を未然に防止するため、所有者による土地や建物の清潔な管理の注意喚起を行う。</p>

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-9 伝統的景観と都市景観を守る

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画								
①	文化財課	所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。	<p>伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努めた</p> <p>・特定物件（建築物）の年度末件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>年度</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> <tr> <th>件数</th><td>351</td><td>350</td><td>350</td></tr> </table>	年度	R4	R5	R6	件数	351	350	350	<p>伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努める。</p> <p>・特定物件（建築物）の件数 350件（R7年度未見込）</p>
年度	R4	R5	R6									
件数	351	350	350									
②	管理計画課	周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。	届出対象の行為について内容を審査し、景観形成基準に適用する指導を行った。	届出対象の行為について内容を審査し、景観形成基準に適用する指導を行う。								
③	管理計画課	屋外広告物の適切な指導を行います。	<p>屋外広告物適正化旬間にあわせて市報による広報を行った。</p> <p>鳥取県広告美術業協同組合との意見交換会を行い、デジタルサイネージや安全点検について意見を交わした。</p>	<p>屋外広告物適正化旬間にあわせて市報による広報及び鳥取県広告美術協同組合との意見交換会を行う。</p>								

④	管理計画課 建設課	公園・緑地、街路樹の保全に努めます。	<p>【管理計画課】 公園・緑地について、64の公民館等へ106箇所の公園の管理を委託し保全に努めた。また、危険木・支障木を早期に発見、除去し景観の保全に努めた。</p> <p>【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病害虫駆除等を行い、保全に努めた。</p>	<p>【管理計画課】 公園・緑地の危険木・支障木を早期に発見・除去し、景観の保全に努める。</p> <p>【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病害虫駆除等を行い、保全に努める。</p>
⑤	地域づくり 支援課	良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。	<p>保存樹・保存林の保全を図るため、必要となる処置に対して助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化のための処置、害虫被害に対する処置等 	<p>保存樹・保存林の保全を図るため、必要となる処置に対して助成を行う。</p>

基本目標II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 II-10 ペットを適正管理し、動物と共生する

担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画								
① 環境課	鳥取県と連携し、ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。	ペット飼養管理に関する苦情の相談を受け付け、動物愛護等を担当する県の窓口に苦情の内容をつなげ、対応を依頼した。(1件)	<p>県が行うペットの適正な飼養管理の取組に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼養管理に関する苦情や相談があった場合に県へ連絡し、問題解決のための必要な協力をを行う。 								
② 環境課	飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取組を支援します。	<p>倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度による野良猫の不妊・去勢手術を実施した。</p> <p>【不妊去勢手術の頭数】</p> <table border="1" data-bbox="616 1596 1076 1695"> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <th>頭数</th> <td>243</td> <td>254</td> <td>239</td> </tr> </table>	年度	R4	R5	R6	頭数	243	254	239	<p>野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度の周知を図る。</p>
年度	R4	R5	R6								
頭数	243	254	239								
③ 環境課	動物が空き家等に棲みつかないよう市民へ注意喚起に努めます。	生活環境の保全上の苦情や相談はなかった。	生活環境保全上の相談や苦情があれば、問題の解決に向けて対応する。								

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する

施策 III-1 豊かな農地を守る

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	地域づくり 支援課 商工観光課 農林課	地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援に努めます。	<p>【地域づくり支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の観察会（参加者 5 名） ・名木めぐりバスツアー（参加者 11 名） ・倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金の交付（2 件 200,000 円） <p>【観光交流課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農家民泊・体験学習利用者（R6 年度実績 14 件、1,055 人） <p>【農林課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体などによる森林づくりへの参加を促す森林整備体験のイベント支援を行った。 山のまつり（中部森林組合主催）への名義後援・市報での周知 	<p>【地域づくり支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の観察会 ・名木めぐりバスツアー ・倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金の交付 <p>【観光交流課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農家民泊・体験学習利用者（R7 年度見込 15 件 1,100 人） <p>【農林課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体などによる森林づくりへの参加を促す森林整備体験のイベントを支援する。
②	農林課	地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届件数 15 件（面積 13.40ha） ・所有者届件数 75 件（面積 193.62ha） 	<ul style="list-style-type: none"> 立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。
③	農林課	食の安全に対する消費者ニーズの高まりに対応して、土づくり・減化学肥料・減化学農薬に取り組むエコファーマーを育成し、環境にやさしい農業者を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○日本型直接支払制度により適切に農地を維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の手で地域環境を守り・維持する農地面積（R6 実績：2,066.87 h a） ・環境にやさしい活動に取り組む営農団体（5 団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本型直接支払制度により適切に農地を維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の手で地域環境を守り・維持する農地面積（H33 目標：2,203.7 h a） ・環境にやさしい活動に取り組む営農団体（5 団体）

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する

施策 III-2 健やかな森林を守る

	担当課	市の取組	R 6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	農林課	地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。	団体等が実施する間伐に対する支援を行った。 ・緊急間伐 補助金 10,354 千円 ・間伐面積 710ha (R 元年度～R5 年度までの合計)	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援する。
②	農林課	森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、森林環境譲与税 ^{注 1} 等を活用し、森林の適正管理のための支援を行います。	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成した。 ○森林整備の基礎となる間伐を行い、林業の活性化と公益的効能の維持を図った。 ・緊急間伐 補助金 10,354 千円	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。
③	農林課	森林環境保全税 ^{注 2} を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。 ・竹林整備事業（6 団体） 1.98ha	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。
④	農林課	造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。	放置竹林等の整備を行う団体等への支援を行った。 (9 団体)	放置竹林等の整備を行う団体等への支援を行う。(5 団体)

注 1 : 森林環境譲与税

令和 6 年度から、国内に住所のある個人に対して森林環境税（国税）を市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるとされ、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

注 2 : 森林環境保全税（県税）

県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図ることを目的として、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税（上乗せ）方式で徴収するものです。

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
⑤	建築住宅課 農林課	公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。	【建築住宅課】 R6 年度公共工事県産材使用量 実績 47.5 m ³ （建築工事のみ） 【農林課】 取組実績なし	【建築住宅課】 公共事業・公共施設への県産材の利用に努める。公共事業・公共施設への県産材の利用に努める。 【農林課】 公共事業・公共施設への県産材の利用に努める。
⑥	農林課	立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。	団体等が実施する間伐に対する支援を行った。 ・緊急間伐補助金 10,354 千円	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行う。
⑦	農林課	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。	林病害虫等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行った。 ・松林保護樹林帯造成事業（未実施） ・ナラ枯れ若返り対策事業（8.0ha）	森林病害虫等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行う。

基本目標III 人と自然が共生するまちを実現する

施策 III-3 野生動植物の生息・生育環境を守る

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	建設課	公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。	野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす大規模工事の実施はない。	野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす工事の実施予定はない。
②	環境課 農林課	特定外来生物に関する情報を探提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。	【環境課】 オオキンケイギクの駆除の市報啓発の実施した。 【農林課】 個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組んだ。 ・捕獲頭数（ヌートリア：189 頭） ・捕獲頭数（タスキ・アナグマ：119 頭）	【環境課】 オオキンケイギクの駆除活動の市報啓発を行う。 【農林課】 個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組む。 ・捕獲頭数（ヌートリア：170 頭） ・捕獲頭数（タスキ・アナグマ：100 頭）

③	農林課	<p>原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属性的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。</p>	<p>立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届件数 15 件 (面積 13.40ha) ・所有者届件数 75 件(面積 193.62ha) 	<p>立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。</p>
④	農林課	<p>近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組みます。</p>	<p>個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者数 (138 人) ・捕獲頭数 (イノシシ: 712 頭) ・捕獲頭数 (シカ : 252 頭) ・防護柵設置助成数 (電気柵 14 基、WM 柵 442m) 	<p>個体数を減らすための方策と侵入防止、防護柵を実施し、被害軽減に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者数 (R8 目標: 180 人) ・捕獲頭数 (イノシシ目標: 800 頭) ・捕獲頭数 (シカ目標: 120 頭) ・防護柵設置助成数 (80 基)

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する

施策 III-4 自然とのふれあいを進める

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	管理計画課	市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。	105箇所の公園を 63 の公民館等へ管理委託し、憩える環境を醸成した。	105箇所の公園を 63 の公民館等へ管理を委託し、環境整備の充実を図る。
②	企画課	青少年の森や水辺と親しむ親水公園等の環境を関係機関と連携して整備に努めます。	指標：青少年の森ボランティア作業 実施：令和 6 年度 計画 2 回・実施 1 回	指標：青少年の森ボランティア作業 取組計画：各年度計画 2 回
③	地域づくり支援課 博物館	自然観察会や自然体験学習の場の充実に努めます。	<p>【地域づくり支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の観察会 (参加者 5 名) ・名木めぐりバスツアー (参加者 11 名) <p>【博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然ウォッチング：年間 12 回実施 (444 人) ○県博共催自然観察会：3 回実施 (67 人) ○夏休み自然科学展：8/3～8/25 に開 	<p>【地域づくり支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の観察会 ・名木めぐりバスツアー <p>【博物館】(R7 計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然ウォッチング：年間 11 回計画→3 回実施 ○県博共催自然観察会：3 回計画→1 回実施 ○夏休み自然科学展：夏休み期間中

		<p>催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏休み自然科学イベント：3回実施（150人） ○博物館講座：1回実施（28人） ○美術部門合同企画：2回（6月、7月）実施（43人） ○ふれあいホリデー：2回（11月）実施（8人） 	<p>に開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏休み自然科学イベント：3回計画 ○博物館講座：1回計画 ※全10回（予定）のうち、1回を自然をテーマにしたものと予定。 ○ふれあいホリデー：1回（11月）計画
④	農林課	<p>立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。</p>	<p>森林病害虫等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松林保護樹林帯造成事業（未実施） ・ナラ枯れ若返り対策事業（8.0ha）
⑤	環境課	<p>鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。</p>	<p>○環境学習のツールとなる環境カレンダーを窓口等で配付した。</p>
⑥	環境課	<p>環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ活動に必要な支援に努めます。</p>	<p>こどもエコクラブ活動支援（6団体 804人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成徳エコクラブ ・上灘小学校エコクラブ ・高城小学校エコクラブ ・せきがねニコニコエコクラブ ・上北条保育園エコクラブ ・上井児童センターエコクラブ

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

施策 IV-1 ごみの排出量を抑制する

	担当課	市の取組	R 6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画
①	環境課	2050 年カーボンニュートラル実現に向け、使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化について、鳥取中部ふるさと広域連合及び中部 4 町と検討を進めます。	鳥取中部ふるさと広域連合と構成市町において、プラスチック資源一括回収のステーション回収の実施に向けて、プラスチック資源の再商品化の方法と分別基準の策定について、鳥取中部ふるさと広域連合・中部構成町と協議を行った。	プラスチック資源一括回収のステーション回収の実施に向けた啓発事業の検討を進める。
②	環境課	ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。	ごみ分別研修会 ・自治公民館学習会 4 回	ごみ分別出前講座を随時開催し、ごみの適正な分別処分等の環境学習を推進する。
③	環境課	市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努め、ごみの減量化を図ります。	とっとりフード・ドライブ（鳥取県主催の食品寄付活動）の取組に参加し、市役所第 2 庁舎で寄付物品の收受を行った。 ・第 1 回開催（10 月） 合計 11 点の寄付 ・第 2 回開催（1 月） 合計 106 点の寄付	とっとりフード・ドライブ（鳥取県主催の食品寄付活動）の取組に参加し、食品ロスの削減に取り組む。
④	環境課	生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発を推進するとともに、液肥等への再資源化の調査研究に努めます。	環境カレンダーや市報を活用し、生ごみの水切りの徹底によるゴミ減量の取組の周知を行った。	環境カレンダーや市報等を活用し、生ごみの水切りの徹底によるゴミ減量の取組の周知を行う。
⑤	環境課	エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。	環境省が推進する「クールチョイス」に貢献するマイバックの持参等の普及啓発を行った。 (市のウェブサイトに掲載) R 7 年度 買い物袋の持参率 89.2% ※市民意識調査	環境省が推進する「デコ活」に貢献するマイバックの持参等について、環境カレンダー等を活用して普及啓発に取り組む。

注3：とっとりフードドライブ

フードドライブとは、家庭などで余っている食品を受付場所に持参・寄付することや食料支援団体に提供することで、必要としている子ども食堂や福祉施設等へ届ける活動のことです。

とっとりフードドライブは、令和 4 年度に 2 回 (①7 月 25 日～7 月 29 日 / ②1 月 23 日～1 月 27 日) 実施され、本市も取組に参加し、食品（賞味期限が 2 ヶ月以上あるもの）の寄付を環境課窓口で受け付けました。

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画																								
⑥	環境課	家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。	<p>資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録団体 261 実施団体 81 団体、実施件数 171 件) <p>【資源回収の実施団体数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>71</td> <td>69</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資源回収量の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古紙 (kg)</td> <td>321,790</td> <td>256,170</td> <td>238,481</td> </tr> <tr> <td>金属 (g)</td> <td>15,774</td> <td>14,981</td> <td>16,094</td> </tr> <tr> <td>びん (本)</td> <td>571</td> <td>371</td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	R4	R5	R6	団体数	71	69	81	年 度	R4	R5	R6	古紙 (kg)	321,790	256,170	238,481	金属 (g)	15,774	14,981	16,094	びん (本)	571	371	226	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。
年 度	R4	R5	R6																									
団体数	71	69	81																									
年 度	R4	R5	R6																									
古紙 (kg)	321,790	256,170	238,481																									
金属 (g)	15,774	14,981	16,094																									
びん (本)	571	371	226																									
⑦	環境課	鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と連携して小型家電回収を拡大し、小型家電に含まれるレアメタル等のリサイクルとごみ減量に努めるとともに、焼却灰や落じん灰のリサイクルを図ります。	<p>一般廃棄物最終処分場 「グリーンランドほうき」の残渣埋立量 (1市4町分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量 (t)</td> <td>1,514</td> <td>1,487</td> <td>1,364</td> </tr> <tr> <td>埋立量 (m³)</td> <td>1,253</td> <td>1,238</td> <td>1,094</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 27 年度より開始した焼却灰リサイクルによって、最終処分場への埋立量が減少。 ※最終処分場へのごみ持ち込み量 R 6 実績 692 t</p>	年度	R4	R5	R6	重量 (t)	1,514	1,487	1,364	埋立量 (m ³)	1,253	1,238	1,094	ごみの適正な分別と小型家電の回収を推進し、最終処分場の延命化を図る。												
年度	R4	R5	R6																									
重量 (t)	1,514	1,487	1,364																									
埋立量 (m ³)	1,253	1,238	1,094																									
⑧	環境課	2026(令和8)年度の1人あたりのごみの排出量を2014(平成26)年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。	<p>1人1日あたり排出量 (家庭系及び事業系) [単位:g／人日]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度 ※暫定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,122</td> <td>1,123</td> <td>1,064</td> </tr> </tbody> </table> <p>※排出量は横ばいで推移している。</p>	R4 年度	R5 年度	R6 年度 ※暫定値	1,122	1,123	1,064	<p>4 R の取組の普及啓発 リフューズ：断る リデュース：減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：資源で再利用</p>																		
R4 年度	R5 年度	R6 年度 ※暫定値																										
1,122	1,123	1,064																										

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

施策 IV-2 リサイクルを推進する

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画																
①	環境課	廃棄物処理法をはじめ各リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に啓発します。	<p>リサイクル率の推移 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度 ※暫定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.64</td> <td>24.88</td> <td>22.46</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リサイクル率は、横ばいで推移</p>	R4 年度	R5 年度	R6 年度 ※暫定値	23.64	24.88	22.46	ごみの排出量を抑制し、団体資源ごみの回収量の拡充を図る。 リサイクル率=(資源化量+団体資源ごみ回収量)÷(ごみ総収集量+団体資源ごみ回収量)										
R4 年度	R5 年度	R6 年度 ※暫定値																		
23.64	24.88	22.46																		
②	環境課	ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。	<p>ごみ収集量（可燃・不燃・粗大） [単位：t]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>8,582</td> <td>8,328</td> <td>7,893</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>5,510</td> <td>5,365</td> <td>5,072</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,092</td> <td>13,693</td> <td>12,965</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ごみ収集量は減少傾向で推移している。</p>	年 度	R4	R5	R6	家庭系	8,582	8,328	7,893	事業系	5,510	5,365	5,072	合 計	14,092	13,693	12,965	<p>4 R の取組の普及啓発 リフューズ：断る リデュース：減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：資源で再利用</p>
年 度	R4	R5	R6																	
家庭系	8,582	8,328	7,893																	
事業系	5,510	5,365	5,072																	
合 計	14,092	13,693	12,965																	
③	環境課	資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。	<p>資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録団体 262 実施団体 81 団体、実施件数 171 件) <p>【資源回収の実施団体数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>71</td> <td>148</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	R4	R5	R6	団体数	71	148	81	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。								
年 度	R4	R5	R6																	
団体数	71	148	81																	
④	会計課 管理計画課	公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。	<p>【会計課】</p> <p>単価契約物品のうち、 グリーン購入法適合商品・事務用品の調達率 ・R6 年度 全品目のうち 71% (59/83 品目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 績</td> <td>76%</td> <td>79%</td> <td>71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【管理計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事約款にリサイクルの推進をうたっている。 	年 度	R4	R5	R6	実 績	76%	79%	71%	<p>【会計課】</p> <p>グリーン購入法適合商品・事務用品の調達に務める。</p> <p>【管理計画課】</p> <p>公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用する。</p>								
年 度	R4	R5	R6																	
実 績	76%	79%	71%																	
⑤	環境課	《R4 年度からの取組》 アップサイクルの普及啓発に努めます。	取組実績なし	環境カレンダーを活用し、アップサイクルの取組の周知を行う。																
⑥	環境課	《R4 年度からの取組》 生活の知恵を取り入れたリサイクル行動の普及啓発に努めます。	取組実績なし	新聞紙等の再利用やリサイクルの普及啓発を行う。																

⑦	環境課	廃食用油のリサイクルの支援に取り組みます。	指標 廃食用油の回収量 実績 2,288kg 廃食用油の回収場所：16箇所	事業者が取組む使用済みの天ぷら油のリサイクル（車両バイオディーゼル燃料）の回収に協力する。								
⑧	環境課	エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。	グリーン購入（エコマーク商品・グリーンマーク商品等）について、市のウェブサイト普及啓発を行った。	グリーン購入（エコマーク商品・グリーンマーク商品等）の普及啓発を行う。								
⑨	環境課	小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。	小型家電回収ボックスを21箇所設置し、ステーション回収と合わせて、小型家電に含有される希少金属のリサイクルを推進。 [単位：kg] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>回収量</td> <td>53,680</td> <td>49,510</td> <td>53,120</td> </tr> </table>	年 度	R4	R5	R6	回収量	53,680	49,510	53,120	小型家電ステーション回収・回収ボックス設置により、小型家電に含有される希少金属のリサイクルの推進
年 度	R4	R5	R6									
回収量	53,680	49,510	53,120									
⑩	環境課	ミックスペーパーの分別徹底について普及啓発に努めます。	ごみの区分と出し方（保存版）等に掲載し、ミックスペーパー（雑紙）分別を周知した。（ミックスペーパー） ティッシュの箱、はがき、封筒、ダイレクトメール、カレールーなどの食品の紙箱、紙きれ、メモ用紙、パンフレットなど。	ごみの区分と出し方（保存版）等に掲載し、ミックスペーパー（雑紙）分別を周知する。								
⑪	環境課	自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取組の拡大を進めます。	資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。 ・登録団体 260 ・実施団体 81団体、実施件数 171件) 【資源回収の実施団体数】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>団体数</td> <td>71</td> <td>69</td> <td>81</td> </tr> </table>	年 度	R4	R5	R6	団体数	71	69	81	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。
年 度	R4	R5	R6									
団体数	71	69	81									

※廃食用油のリサイクル

廃食用油は軽油と比べて大気中への有害物質の排出が少ないから、民間事業者では環境の配慮を目的とするリサイクルの取組を進めています。

(市有施設リサイクルボックス設置場所：倉吉市役所本庁舎、倉吉市役所関金支所、旧倉吉市役所水道局、倉吉パークスクエア交流プラザ、旧市立山守小学校、上北条・上井・西郷・成徳・明倫・灘手・社・北谷・高城・小鴨・上小鴨コミュニティセンター)

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

施策 IV-3 廃棄物を適正に処理する

	担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和 7 年度以降の取組計画								
①	環境課	一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。	ごみの適正な分別の普及啓発及びステーション回収により、一般廃棄物の適正な処理を行った。	ごみの適正な分別の普及啓発及びステーション回収により、一般廃棄物の適正な処理を行う。 ・ごみ収集予定表、冊子「ごみの区分と出し方」全戸配布								
②	環境課	鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。	通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を行った件数 <table border="1" data-bbox="647 714 1024 819"> <tr> <th>年度</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> <tr> <td>件数</td><td>6</td><td>10</td><td>7</td></tr> </table>	年度	R4	R5	R6	件数	6	10	7	・県及び倉吉警察署、関係機関と連携し、不法投棄の防止に努める。 ・土地の所有者へ、不法投棄されないよう、普段から土地を清潔にと持つなどの適切な管理を心がけるように啓発を行う。
年度	R4	R5	R6									
件数	6	10	7									
③	環境課	鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。	不法な不用品回収業者に関する相談は寄せられなかった。	県と連携して、不適切な不用品回収業者による使用済物品の放置を防止する。								
④	環境課	市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。	不法な不用品回収業者に関する相談は寄せられなかった。	違法（一般廃棄物の許可を持たない）な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努める。 ・ホームページ、市報等を活用する。								

基本目標V 環境意識が高いまちを実現する

施策 V-1 環境意識を醸成する

担当課	市の取組	R6 年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画												
① 環境課 子ども家庭課 学校教育課	認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。	<p>【環境課】</p> <p>こどもエコクラブ活動支援 (6 団体 804 人)</p> <p>【子ども家庭課】</p> <p>幼児、児童を対象に身近な生活習慣、日常の活動における環境問題を意識した教育保育を実践した。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>各教科、領域における年間指導計画に沿った環境教育実施 100%</p> <p>地域と連携・協働した取組（各校または各中学校区毎に実施：ごみ拾い・クリーンプロジェクトなど）</p>	<p>【環境課】</p> <p>こどもエコクラブ活動の支援及び普及啓発</p> <p>【子ども家庭課】</p> <p>こどもエコクラブの実践、環境問題を意識した支援、教育保育の実践</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科、領域における環境教育の実施（100%） 地域と連携・協働した取組（クリーン活動など） 												
② 環境課	関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。	<p>○ごみ分別出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公学習会 4回 	ごみ分別出前講座を随時開催し、ごみの適正な分別処分等の環境学習を推進する。												
③ 環境課	鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施するこどもエコクラブ活動を支援します。	<p>こどもエコクラブ活動支援</p> <p>こどもエコクラブ活動支援補助金を活用した団体数及び活動人数 @700円/1人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>人 数</td> <td>951</td> <td>817</td> <td>804</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	R4	R5	R6	団体数	7	6	6	人 数	951	817	804	こどもエコクラブ活動の充実を図るため、教育機関、保育園等にこどもエコクラブ活動・補助金の案内等を行う。
年 度	R4	R5	R6												
団体数	7	6	6												
人 数	951	817	804												
④ 環境課	環境家計簿の普及啓発に努めます。	R6 年度版環境カレンダーにエコライフ等の環境保全の取組を掲載した。環境カレンダーは窓口配布とホームページ掲載に加えて、ごみ分別学習会の際にも紹介して活用した。	環境保全の取組が若者から大人へ波及を図るため、若者（小4～6年生、中学生）を対象とする環境カレンダーを作成し学校を通じて配布する。												

基本目標V 環境意識が高いまちを実現する

施策 V-2 環境に関する情報を提供する

	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	市報、ホームページ、その他の広報活動により自然環境・公害関係の情報提供に努めます。	環境保全の取組の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・環境カレンダーやホームページ等を活用して、地球温暖化対策の取組の啓発を行った。 ・ホームページを活用し、生態系等に被害を及ぼす外来種の防除等の啓発や大気汚染、騒音、振動等の公害防止に関する啓発を行った。 ・市報で環境月間、地域猫活動などの周知を行った。 	環境保全の取組の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の啓発
②	環境課	各種イベント、環境教育・学習会等を開催し、環境問題の情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市報を活用し、地域猫活動の周知を行った。 ・ごみ分別出前講座 自治公学習会 4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・県やボランティア団体と連携し、地域猫活動の普及啓発を図る。 ・ごみ分別出前講座を開催し、ごみの適正な分別とごみ減量に向けた環境学習を開催する。

※地域猫活動

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったうえで、地域住民で適正に飼養管理することにより、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とする取組です。

施策 V-3 環境を監視し、注意喚起を促す

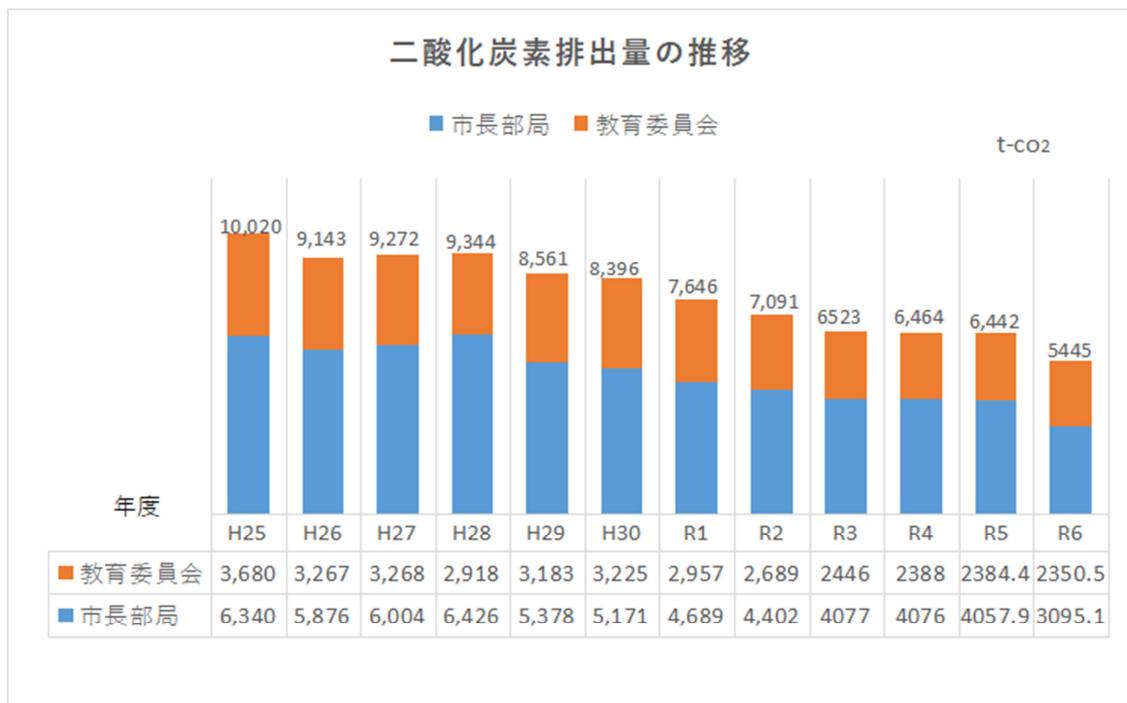
	担当課	市の取組	R6年度報告（実績）	令和7年度以降の取組計画
①	環境課	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の事故発生時には適切な対応に努めます。	天神川水系水質汚濁防止連絡協議会（事務局：倉吉河川国道事務所）の水質事故対策訓練等に参加。 <ul style="list-style-type: none"> ・油流出の水質事故の拡大を防ぐため、オイルフェンスや油吸着マットの設置等の訓練を行った。 	天神川水系水質汚濁防止連絡協議会の水質事故対策訓練等に参加し、万一の水質汚濁事故の発生時の初動対応に備える。
②	環境課	国・鳥取県等の監視測定、調査に協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音規制法に基づく、自動車騒音常時監視調査を実施した。 (環境省に報告) ○公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施した。(県に報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音規制法に基づく、市内の自動車騒音常時監視調査を実施する。 (環境省へ報告) ○公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施する。(県へ報告)
③	環境課	環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。	市報、ホームページ等で、野焼きの禁止の注意喚起を行った。	市報、ホームページ等で、野焼きの禁止の注意喚起を行う。

倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[令和6年度取組実績]

1 市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の推移について

○令和6年度実績値 5,445 t-CO₂

○H25年度（計画の基準年度）比で、二酸化炭素排出量を45%削減しました。



✓二酸化炭素換算数量は、次のとおり算定します。

『灯油・重油・ガソリン・軽油などの燃料』

燃料使用量 (kℓ) × 換算係数 (GJ/kℓ) × 排出係数 (tC/GJ)

× 44/12 (CO₂ の分子量/C の分子量) ※燃料ごとに換算係数、排出係数が異なります。

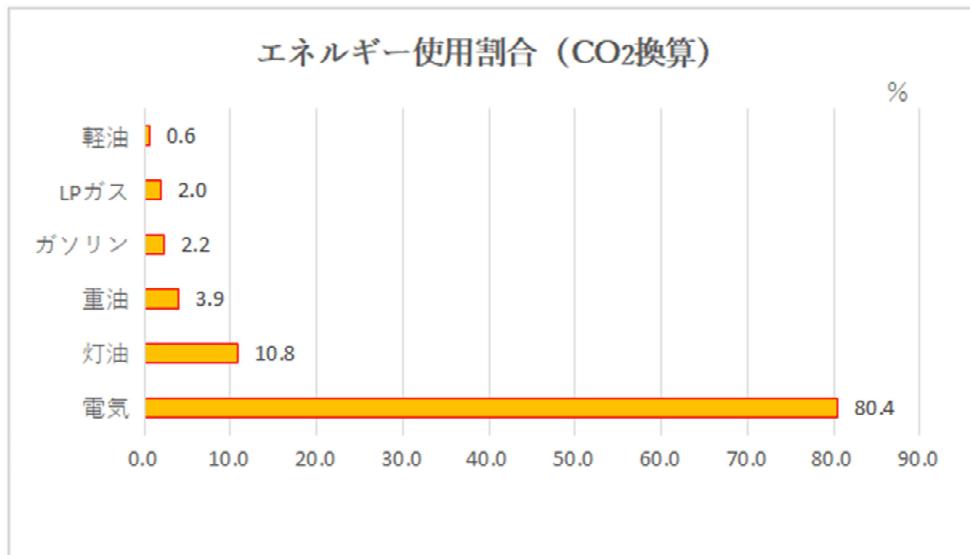
『電気』

電気使用量 (kwh) × 電気事業者別排出係数 (t-CO₂/kwh) 注¹

¹ CO₂排出係数 (CO₂排出原単位) は、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標です。毎年、環境省のホームページ上で電気事業者別排出係数一覧が公表されています。

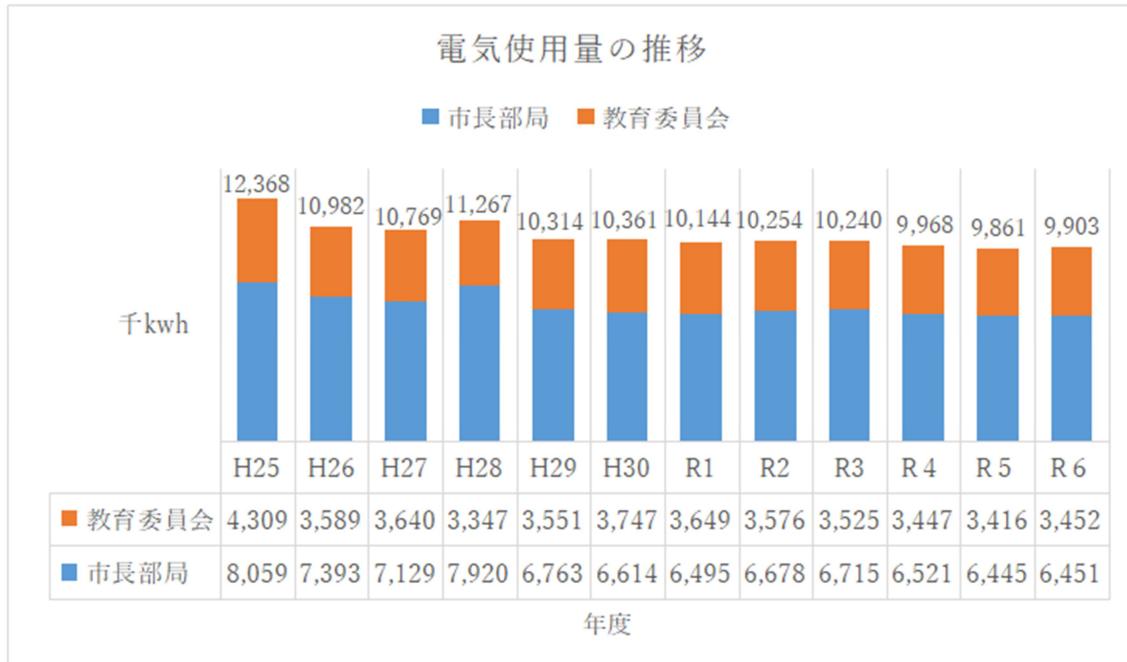
2 令和6年度の市有施設のエネルギー消費割合について

○エネルギー使用量（二酸化炭素換算）の80.4%を電気が占めています。



3 市の事務事業に伴う電気使用量の推移について

○平成29年度から横ばいで推移していましたが、令和4年度以降は削減傾向にあります。



倉吉市市民生活部 環境課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1

TEL : 0858-22-8168 FAX : 0858-27-0518

第2次倉吉市環境基本計画 取組状況総括表

計画の施策体系			主な取組状況	今後の方向性
基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する				
【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉	I - 1	低炭素型のまちづくりを推進する	・住宅用蓄電池（20件）、薪ストーブ（5件）の導入支援補助金は募集枠上限まで活用されている。	・国の「DECO 活」、県の「鳥取エコライフ構想」と連携し、市民・市内事業者への啓発活動や支援事業を検討・実施し、脱炭素に向けた取組を支援する。
	I - 2	エネルギーの消費量を削減する	・市の事務事業における温室効果ガス排出量削減に向け、第2庁舎屋上に太陽光発電設備(90kW)の設置を進めている。	・学校における環境保全の取組の再興と、児童から大人への波及を図るため、教育委員会と連携して小中学生等を対象とした環境カレンダーを作成。
	I - 3	再生可能エネルギーを使用する	・気候変動対策や再生可能エネルギーの活用等を啓発するため、環境教育の副読本として環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて配布している。	・市有施設の再生可能エネルギー設備の設置、電力調達の割合拡大、市有施設のLED化を推進。
	I - 4	温室効果ガスの排出を抑制する	・脱炭素社会の実現に向けた地域モデルの構築を目指し、環境省交付金への選定を受け、農地の再活用と再生可能エネルギー利用の拡大を図る営農型太陽光発電の導入の取組を開始。 ・令和4年度に再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環を目指して株式会社鳥取みらい電力に出資し、市有施設で使用する電力の調達を開始。 ・令和4年度にクレジット創出者の鳥取県中部森林組合、クレジット販売仲介を担う株式会社鳥取銀行、クレジットの普及啓発を推進する倉吉市が連携協定を締結し、事業者の脱炭素を支援。 ・衣食住や移動といった、ライフスタイルに起因する温室効果ガスの削減に向けた意識変革や行動変容を促す新たな国民運動「DECO 活」に参加。	・耕作維持困難農地への営農型太陽光発電の設置による地域課題解決モデルの構築を目指して、共同で事業に取り組む近隣自治体、事業者と連携して事業を推進する。
	基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する			
	II - 1	大気を守る	・PM2.5（微小粒子状物質）の環境基準値超過なし。	・引き続き、国、県等の関係機関と連携して生活環境に関連する測定、規制を行う。
	II - 2	悪臭の抑制されたまちをつくる	・油流出等の水質事故対応（4件）、悪臭の発生や苦情への発生源の調査や行政指導を実施（13件）。例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導を行っている。	・野焼きなどの市民からの苦情・相談に対して、関係機関と連携して対応、指導等を行う。
	II - 3	水を守る	・上水道及び簡易水道の水源地・給水栓及び地元管理の水道施設において有機フッ素化合物「PFAS」の検査を実施し、すべての検査結果において、「定量下限値未満（5ng/L未満）」であることを確認。	・倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃などにより、市民による清潔で快適な生活環境を守る活動を支援する。
	II - 4	騒音・振動の少ないまちをつくる	・県と連携し、天神川水系の定点観測を実施（定点観測17地点）。	・土地の所有者による整理整頓や草刈りなど、不法投棄をされにくい環境づくりによるごみの適正な排出等、まちの清潔の保持に向けた情報提供・啓発を行う。
	II - 5	美化活動を推進する	・国が行った一級河川の水質調査で天神川と小鴨川は水質が最も良好な河川と判定されている。	
	II - 6	美化活動を支援する	・水洗化率の上昇に向け、合併処理浄化槽の設置を支援。	
	II - 7	野焼きを禁止する	・倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」などにより美化活動を推進。	
	II - 8	まちの清潔を保持する	・通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を行った件数は5~10件程度で推移している。	
	II - 9	伝統的景観と都市景観を守る	・野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度を実施。	
	基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する			
施 策	III - 1	豊かな農地を守る	・自然環境保全に関する住民参加イベント、間伐面積の増加、放置竹林整備などの実践を支援。	・木質バイオマスの活用に向けて、薪ストーブの補助金を継続。
	III - 2	健やかな森林を守る	・農作物被害を及ぼすイノシシやシカ及び在来種保護のため特定外来生物の駆除を実施。	・市有施設への木質バイオマスボイラーの導入について検討する。
	III - 3	野生動植物の生息・生育環境を守る	・J-クレジットの普及啓発を行うことで、カーボン・オフセットに取り組む事業者を後押しするとともに、間伐の推進による豊かな森づくりを支援する。	
	III - 4	自然とのふれあいを進める		
基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する				
施 策	IV - 1	ごみの排出量を抑制する	・食品ロス削減の呼びかけ等により1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあるが、県平均を5%程度上回っている家庭系ごみについて、県平均を下回るよう引き続き減量に取り組む必要がある。	・可燃ごみの重量割合の約4割を占める生ごみの削減に向け、生ごみの水切りによるごみ減量化の取組について周知を行う。
	IV - 2	リサイクルを推進する	・ごみの排出抑制や再生利用の推進、住民意識改革、排出量に応じた負担の公平性の確保、ごみ処理経費の増加に伴うごみの排出者の適正な負担等を反映させるため、指定ごみ袋料金の見直しを検討。	・プラスチック資源の分別収集、再商品化に向けた実証実験等の検討を進める。
	IV - 3	廃棄物を適正に処理する	・鳥取中部ふるさと広域連合において、ほうきリサイクルセンターの更新に向け、プラスチックの分別、再商品化、廃棄物エネルギーの利用に向けた「一般廃棄物処理システム基本構想」を策定。	・リチウムイオン電池の分別収集の実施。（R8,4予定）
基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する				
施 策	V - 1	環境意識を醸成する	・環境カレンダーやホームページ等を活用して、地球温暖化対策の取組の啓発を実施。	・学校を通じた環境カレンダーの活用等により、こどもエコクラブ活動の再興、「ゼロカーボンシティ」宣言の実現に向けた市民の取組を醸成する。
	V - 2	環境に関する情報を提供する	・保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等における環境教育活動（こどもエコクラブ活動）を促進するために交付している補助金の実施団体が、近年、大きく減少している。	
	V - 3	環境を監視し、注意喚起を促す		

資料 4

倉吉市廃棄物減量等推進審議会の目的・役割等

1 審議会の目的と役割

(1) 概要

- ア 審議会の名称 倉吉市廃棄物減量等推進審議会
イ 委員数 学識経験者、各種団体・事業所の代表者から 10 名
ウ 任 期 委嘱の日から 2 年間

(2) 目的（所掌事項）

審議会には、倉吉市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進並びに一般廃棄物処理手数料の設定に関する事項について調査及び審議を行っていただきます。

(3) 役割

倉吉市が説明する資料等を基に、次の視点で審議を行っていただきます。

ア 適正性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の適正性を審議していただきます。

イ 透明性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の意思決定プロセスの透明性を確保します。

ウ 一般性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の設定について、各委員の立場から、ご意見をいただき、行政が見落としがちな部分を補完していただきます。

2 全体のスケジュール（案）

時 期	内 容	備 考
10月 20 日	第1回審議会：諮問・審議	
11月	第2回審議会：審議 (進捗によっては、第3回の開催を予定)	
令和8年 1月	第3回審議会：答申（案）の審議	
令和8年 1月	答申	
令和8年 2月～3月	パブリックコメント（30日間）	住民周知の期間
令和8年 3月	市の方針決定	
令和8年 5月	条例改正案の上程、予算計上の手続き	
令和8年 11月	指定ごみ袋料金の改定	

倉吉市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	団体名（役職名）
学識経験者	たなか ひびき 田中 韶	学校法人藤田学院 鳥取看護大学 (看護学部 看護学科 教授)
各種団体・事業所の代表者	はやし あきとみ 林 昭富	倉吉市自治公民館連合会（常任委員）
各種団体・事業所の代表者	ふくい やすこ 福井 靖子	とつとり県消費者の会（会長）
各種団体・事業所の代表者	かげやま きよみ 陰山 喜代美	倉吉市食生活改善推進員連絡協議会 (副会長)
各種団体・事業所の代表者	おおつき えつこ 大月 悅子	倉吉男女共同参画推進会議（会長）
各種団体・事業所の代表者	おおた よしこ 太田 良子	倉吉市老人クラブ連合会
各種団体・事業所の代表者	むかい えみこ 向井 恵美子	倉吉商工会議所女性会（副会長）
各種団体・事業所の代表者	とみた みつのぶ 富田 充信	鳥取県中部清掃事業協同組合（理事）
各種団体・事業所の代表者	あきやま たけかず 秋山 武一	倉吉資源リサイクル事業協同組合 (副理事長)
各種団体・事業所の代表者	うえた ともゆき 上田 智幸	鳥取中部ふるさと広域連合 (環境福祉課 課長)

10名

事務局	倉吉市	市民生活部 部長	東本 和也
		環境課 課長	福嶋 隆
		環境課 環境・循環推進係長	和泉 幸志
		環境課 主事	宮本 大樹

令和 7 年 10 月 20 日

倉吉市廃棄物減量等推進審議会会長 様

倉吉市長 広田 一恭

可燃ごみ処理手数料の改定について（諮問）

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第 8 条の規定により、可燃ごみ処理手数料の改定について、貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問事項

可燃ごみ処理手数料の改定について

2 諒問の趣旨

本市では、ごみの排出抑制を図るため、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例に可燃ごみ処理手数料を規定し、指定ごみ袋を有料化しています。

本市の家庭系可燃ごみの「1人1日あたりの排出量」は、指定ごみ袋の有料化を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までの 5 年間は減少傾向で推移していましたが、平成 22 年度以降は増加に転じているため、今一度、ごみの適正な分別の取り組みを徹底し、ごみの排出抑制を図る必要があります。

このような状況の中で、ごみ処理施設の運営管理に係る人件費や諸物価の高騰、施設整備費等の増加に伴い、ごみ処理経費が高騰しているため、可燃ごみ処理手数料を見直す必要があると考えています。

また、ごみの排出量が少ない世帯の負担を考慮するため、現在の小袋よりさらに小さい袋を導入する必要があると考えており、新規格の袋の可燃ごみ処理手数料の設定を含めた改定を貴審議会に諮問するものです。

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

(一般廃棄物処理手数料)

第 27 条 地方自治法第 227 条の規定により、一般廃棄物のうち第 20 条の規定により市が収集する可燃ごみ及びし尿の処理について、次のとおり一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(1) 可燃ごみ処理手数料 指定袋 1 袋につき、小袋は 21 円と、大袋は 31 円とする。

(2) 略

地方自治法（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則

(指定袋の種類等)

第 2 条の 2 条例第 20 条第 2 項に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）は、次の表のとおりとする。

袋の種類		規格	手数料の額
指定袋（高密度ポリエチレン 製白色半透明袋）	小袋	縦 68 センチ、横 50 センチ、 厚さ 0.035 ミリ	1 袋につき 21 円
	大袋	縦 83 センチ、横 65 センチ、 厚さ 0.035 ミリ	1 袋につき 31 円

可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の見直しについて

1 指定ごみ袋の有料化の目的と期待する効果

（1）排出抑制及び再生利用の推進

ごみの減量化を推進し、ごみ処理施設の延命化を図る。

ごみの分別の徹底により、資源の有効活用やごみの排出抑制に繋がる。

（2）排出量に応じた負担の公平性の確保

排出量に応じた手数料の負担を求めることにより、費用負担の公平性が確保される。

（3）住民の意識改革

住民が処理費用を意識し、ごみの排出に係る意識改革につながることが期待される。

2 ごみの排出に関する現状と課題

（1）現状

- ① 家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量は、指定ごみ袋の全面有料化を開始した平成17年度から平成22年度までの5年間は減少傾向で推移（H22年度対H17年度比8%減）したが、平成22年度から令和5年度にかけて増加（R5年度対H22年度比4%増）に転じ、ごみの排出抑制効果はなくなっている。
- ② 現行の指定ごみ袋料金は、平成17年の関金町との合併時に設定した金額を消費税増税に伴い改定したもので、料金の算定根拠がはっきりしていない。
- ③ ごみ処理施設（ほうきリサイクルセンター）の入件費や諸物価の高騰、施設整備費等の増加に伴い、ごみ処理経費が右肩上がりに上昇する中、耐用年数が20年程度とされるごみ焼却施設の安定稼働を図るため、令和2年度からほうきリサイクルセンターのメンテナンス工事が始められ、ごみ処理経費が急激に上昇している。

（2）課題

家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量が増加している中で、それに伴い、ごみ処理経費も高騰しているため、指定ごみ袋料金を見直す必要がある。見直しにあたっては、受益者負担率を考慮しながら、ごみ排出の負担の公平性を確保する必要がある。

（R5年度受益者負担率：大袋6%、小袋8%）

3 可燃ごみ処理手数料の見直し案について

指定ごみ袋有料化の効果がなくなっていること、ごみ処理経費が高騰していることを踏まえて、指定ごみ袋料金の見直しを行う。この見直しに伴い、ごみ袋の大きさに関わらず同一の受益者負担率を設定するとともに、小袋より小さい袋を導入する。

あわせて、ごみの排出者の利便性を確保するため、袋の規格を変更し、取っ手付きとする。

【案1】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率をH19年度～R5年度で最も高い9%とする。

大袋 49円（現行料金+18円）／中袋 25円（現行料金+4円）／小袋 12円（新設）

【案2】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を10%とする。

ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を鳥取市やごみ袋有料化の先行自治体の多くが採用している「ごみの収集・処理に要する総費用の10%」とする。

大袋 55円（現行料金+24円）／中袋 27円（現行料金+6円）／小袋 14円（新設）

【案3】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を11%（10%に1%上乗せ）とする。

現在使用している一般廃棄物処理施設の処理経費と維持運営費の高騰を見込み、【案2】に1%を上乗せした11%を受益者負担率とする。

大袋 60円（現行料金+29円）／中袋 30円（現行料金+9円）／小袋 15円（新設）

4 県内自治体の状況（可燃ごみ袋料金）

区分	倉吉市のごみ袋料金改定の規格を基準に分類 (倉吉市：中袋=現行の小袋、小袋=新設)			
	40ℓ（大袋）	30ℓ（中袋）	20ℓ（中袋）	10ℓ（小袋）
【現行】倉吉市	31円 (40ℓ)		21円 (20ℓ)	
【案1】倉吉市 (受益者負担率 9%)	49円 (40ℓ)		25円 (20ℓ)	12円 (10ℓ)
【案2】倉吉市 (受益者負担率 10%)	55円 (40ℓ)		27円 (20ℓ)	14円 (10ℓ)
【案3】倉吉市 (受益者負担率 11%)	60円 (40ℓ)		30円 (20ℓ)	15円 (10ℓ)
琴浦町	27円 (40ℓ)		17円 (20ℓ)	
湯梨浜町	31円 (40ℓ)		26円 (20ℓ)	
北栄町	30円 (60ℓ)	25円 (40ℓ)	20円 (20ℓ)	
三朝町	50円 (40ℓ)		40円 (20ℓ)	20円 (10ℓ)
鳥取市	60円 (45ℓ)	40円 (30ℓ)	30円 (20ℓ)	15円 (10ℓ)
米子市	63円 (40ℓ)	47円 (30ℓ)	31円 (20ℓ)	16円 (10ℓ)
境港市	41円 (40ℓ)	31円 (30ℓ)	20円 (20ℓ)	10円 (10ℓ)

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。**

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$



スケジュール

	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定	第6回選定	第7回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～ 2月21日	<2022年> 7月26日～ 8月26日	<2023年> 2月7日～ 2月17日	<2023年> 8月18日～ 8月28日	<2024年> 6月17日～ 6月28日	<2024年> 2月3日～ 2月6日	未定
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	9月27日	5月9日	未定
選定数	26 (提案数79)	20 (提案数50)	16 (提案数58)	12 (提案数54)	9 (提案数46)	7 (提案数15)	-

地域脱炭素推進交付金

- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円
令和7年度予算	30,021百万円	令和7年度GX予算	8,500百万円
令和5年度補正予算	13,500百万円	令和6年度補正予算	35,000百万円
令和6年度GX補正予算	1,500百万円		

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

脱炭素先行地域づくり事業		重点対策加速化事業	特定地域脱炭素移行加速化交付金
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	自家消費型の太陽光発電など重点対策を複数年度で複合実施する地方公共団体	民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業
交付率	原則2／3 ^{※1}	2／3～1／3、定額	原則2／3 ^{※1}
上限額	50億円／計画 ^{※2}	都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円	50億円／計画 ^{※2}
支援内容	<p>再エネ設備 ・地域の再エネボテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入</p> <p>再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等</p> <p>効果促進事業 ・上記設備導入と一緒に、効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>基盤インフラ設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入</p> <p>蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等</p> <p>省CO2等設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入</p> <p>ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等</p>	<p>①～⑤の重点対策の組み合わせ等</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業)</p> <p>③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ</p>
備考	<p>FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外</p> <p>改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須</p>		
	<p>※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率3／4</p> <p>※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の1／2 (上限10億円))</p>		

<参考：交付スキーム>

(a)地方公共団体が
事業を実施する場合

国



地方公共団体

(b)民間事業者等が
事業を実施する場合

国



地方公共団体

民間事業者等

脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第6回）

- 第6回において、**7提案（6県10市町）**を選定。
- 第1回から第6回まで、全国40道府県117市町村の**88提案**※となった。
- これまでに選定された計画提案が1件もない都道府県は、7都県となった（地図中の空白部）。

※既に辞退している自治体は除く

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	R5	R6	R7		
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)

※赤字下線は第6回選定対象団体

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 烏取市、米子市・境港市、
倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、**北広島町・広島県**
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・**宮崎県**、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)
札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、
奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、2県17市町村)
富山県 高岡市
福井県 敦賀市、**池田町・福井県**
長野県 松本市、上田市、飯田市、
小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)

青森県 佐井村
岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、
釜石市・岩手県、紫波町
宮城県 仙台市、東松島市
秋田県 秋田市・秋田市、大潟村
山形県 **米沢市・飯豊町・山形県**
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)

茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、
那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、**市川市**、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)

滋賀県 滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)
高知県 須崎市・日高村、北川村、梼原町、
黒潮町
愛媛県 **今治市・愛媛県**

倉吉市：グリーンエネルギーがつむぐ東大山(だいせん)コミュニティ

～地域内経済循環システムによる集落・農業の強靭化～

脱炭素先行地域の対象：東大山中山間地域集落エリア、農業コスト改善・高付加価値化エリア、再エネ電気供給エリア

主なエネルギー需要家：戸建住宅2,496戸(倉吉市1,449戸、琴浦町648戸、北栄町399戸)、民間施設(118施設)、公共施設(23施設)

共同提案者：北栄町、琴浦町、鳥取県、(株)鳥取みらい電力、(株)鳥取銀行、京葉ガスエナジーソリューション(株)、鳥取中央農業協同組合、鳥取県中部森林組合、大山乳業農業協同組合、大倉土地改良区、大栄町土地改良区、倉吉商工会議所、琴浦町商工会、北栄町商工会、(株)ゼンヤクノー、(株)エナテクス、(株)ハヤブサ

取組の全体像

維持存続が危ぶまれる中山間地域の集落において、**耕作放棄地を解消**するため、遮光の影響を受けにくいどくだみを栽培する**営農型太陽光発電**を大規模に展開し、**健康茶等を製造**する地元県内事業者との全量取引を行うことで、**農地の維持と地域経済の活性化**を図るとともに、継続的な新規就農者の確保・育成に取り組むためのスキームを構築。また、**県やJA、鳥取大学農学部、県立農業大学校、県立倉吉農業高等学校と連携**し、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)**の研究や**人材育成**にも取り組むとともに、**営農型太陽光発電**を展開する。さらに、スケールメリットを生かした発電事業等に取り組むために**1市2町主導で設立する非営利型一般社団法人**と地域新電力「鳥取みらい電力」が両輪となって事業を推進する。

1. 民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

- ① **1市2町主導で非営利型一般社団法人を設立**。地域新電力と連携し、**耕作放棄地**を活用したどくだみを栽培する**営農型太陽光発電設備**(約3,000kW)を導入して発電した再エネ電力を集会施設や住民へ供給
- ②かつて稼働していた小水力発電を再興させ、新たに**小水力発電設備**(約100kW)を導入
- ③遊休地や公園の駐車場を活用し、オフサイト太陽光発電設備(野立て、カーポート型：約1,750kW)を導入
- ④地域の防災拠点等のオンサイト太陽光発電設備(屋根、カーポート型：約550kW)を導入



営農型太陽光発電下でのどくだみ収穫の様子

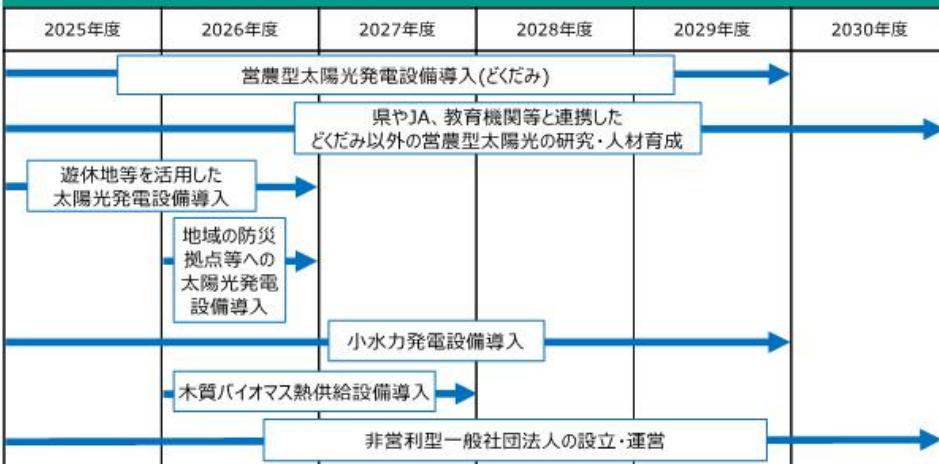
2. 民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

- ① **県やJA、鳥取大学、農業大学校、倉吉農業高校と連携**し、垂直型と組み合わせた**営農型太陽光発電設備**(約150kW)の導入や、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)**の研究・人材育成に取り組む
- ②1市2町と地元の森林組合が連携し、地域の間伐材等を活用した**木質バイオマス熱供給設備**を導入し、どくだみの乾燥等に活用
- ③一般社団法人と1市2町の商工会議所が連携し、電気保安人材の育成、資格取得支援を実施

3. 取組により期待される主な効果

- ①集落規模に応じた営農型太陽光発電の展開により、**耕作放棄地の解消**と**売電・地場産品販売**に伴う**収益増加**を実現し、**地域経済の活性化**を図る
- ②営農型太陽光で**栽培可能な新しい地場産品**の研究や**人材育成**により、地域の基幹産業である**農業の維持**に貢献
- ③官民連携により**中山間地域に不足する電気保安人材**を確保
- ④**県が関係者と連携して営農型太陽光発電**を県内に展開し、農産品の収入に加え、新たに売電収入を生み出すことで**農家の安定的な経営**に寄与

4. 主な取組のスケジュール



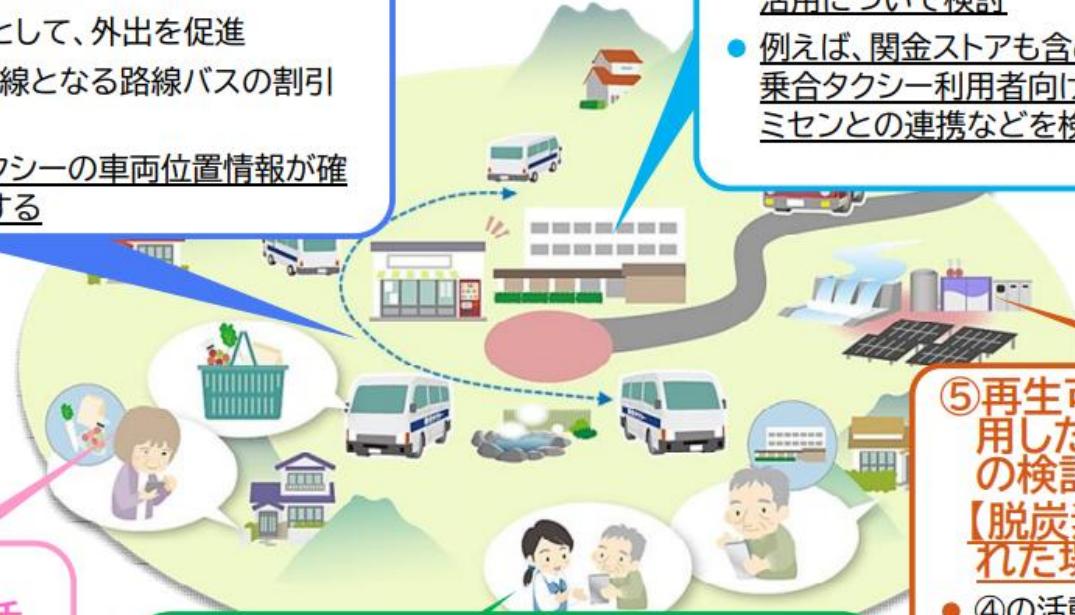
関金地区で検討している事業の概要

①外出を促進する予約型乗合タクシーの運行

- 既存の路線バスを見直し、予約型の乗合タクシーを運行する(Door to Doorによる運行)
- 運賃は定額制の仕組みとして、外出を促進
- 定額会員に対しては、幹線となる路線バスの割引き料金等を検討
- 拠点では、バス・乗合タクシーの車両位置情報が確認できる仕組みを構築する

②生活・観光拠点と乗合タクシーの連携による新たなサービス等の検討

- 3月末オープンの「関金ストア」も含めて、拠点の利活用について検討
- 例えば、関金ストアも含めた地域内施設において乗合タクシー利用者向けのサービスの検討や、コミセンとの連携などを検討



③乗合タクシーを活用した高齢者等への買い物支援

- 地域商店では買い物代行サービスを行い、スマートフォンによる受付可能な仕組みを構築する。
- 乗合タクシーの空き時間を利用した宅配を行う

④高齢者等へのIT利活用の推進・支援と地域との連携による利用促進

- 予約型乗合タクシーや買い物代行サービスは、スマートフォンによる受付も可能な仕組みとする
- 上記を支援するため、高齢者等向けのスマートフォンの使い方教室を行いIT利活用を支援する
- 高齢世帯への個別訪問・周知や試乗会の開催など、地域との連携により、乗合タクシーおよび買い物支援の利用促進を行う

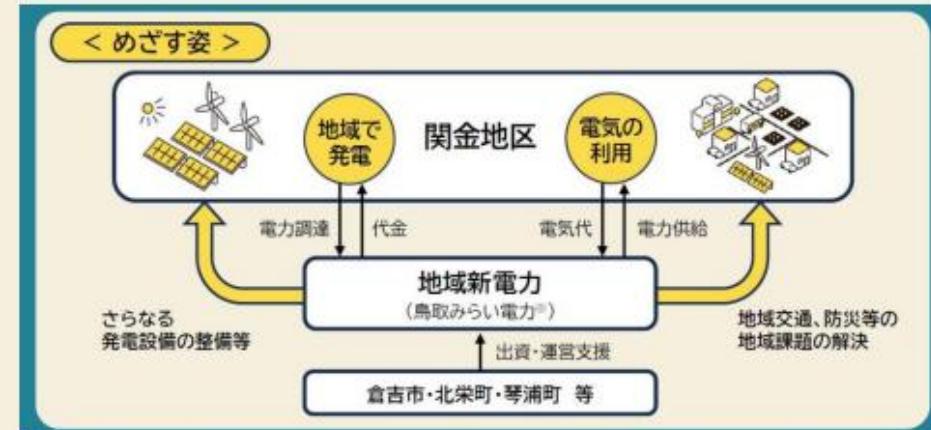
⑤再生可能エネルギーを活用した持続可能な仕組みの検討 【脱炭素交付金が採択された場合】

- ④の活動なども含めて、再生可能エネルギーを活用した仕組みの運用に向けて、地域住民の機運を高める
- 地域内に水力発電や太陽光パネルを設置し、売電収益を乗合タクシーの運行に充てる仕組みを試行
- 将来的には、売電収益をもとに電力会社から交通事業者等に運行を委託する仕組みを検討し、関金版シャトルベルケを目指す

地域住民を対象としたアンケート調査結果（抜粋）

関金地区で実現をめざす「地球温暖化防止対策を活用した地域の課題を解決する取組」について

- めざす姿(シャットベルケ)の仕組み必要性について、全体の約8割が「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」と回答し、世代による大きな違いも見られない。
- 地域新電力サービスの利用意向は「条件が合えば利用したい」の回答が最多で63%であるが、「利用したい」との回答も31%



めざす姿(シャットベルケ)の仕組みの必要性

※世帯主の回答



地域新電力サービスの利用意向

※世帯主の回答



グリーンエネルギーがつむぐ新たな東大山（だいせん）コミュニティ～地域内経済循環システムによる集落・農業の強靭化～

グリーンサーキュラーエコノミー

生活環境維持

デマンドタクシー
小売店舗運営支援
医療機関送迎バス
デジタル活用支援
高齢者外出・交流促進

担い手の定住促進

電気料金等の生活コスト削減
集会施設の電力無償化
集落のコミュニティ支援
農業・再エネ事業を含めた雇用の創出

農業強化・自然との共生

農業設備と再エネ設備のマッチング
里地里山保全の新スタイル
生態系の希少性評価
自然環境の監視・保全
草原地等の整備
自然観察エリアの設置

鳥取大学農学部、農大、倉吉農高
自治体、県、住民団体、事業者

利益還元・活動支援

非営利型一般社団法人・地域新電力が両輪

【連携協定による社団法人設立】

○連携協定

・構成： 倉吉市、琴浦町、北栄町、

(株)鳥取みらい電力、(株)鳥取銀行

・概要： 3市町に共通する課題解決のため脱炭素化に取り組む

①合同推進体制：脱炭素推進プロジェクトチームの発足

②非営利型一般社団法人による事業推進の最大効率化

③社団法人と鳥取みらい電力による地域内経済循環

④地域への裨益と脱炭素化で環境保全、人材育成、レジリエンス強化

⑤構成メンバーの強固な連携による着実な事業推進

・社員・理事構成： 社員、理事とも各自治体から1名ずつ選出

・業務内容：

3市町等連携協定に基づく地域脱炭素化関連事業全般での事業運営・発電事業等に関わる施設敷設、所有、運営、保守管理、収支管理を直接又は業務委託により間接に担う。

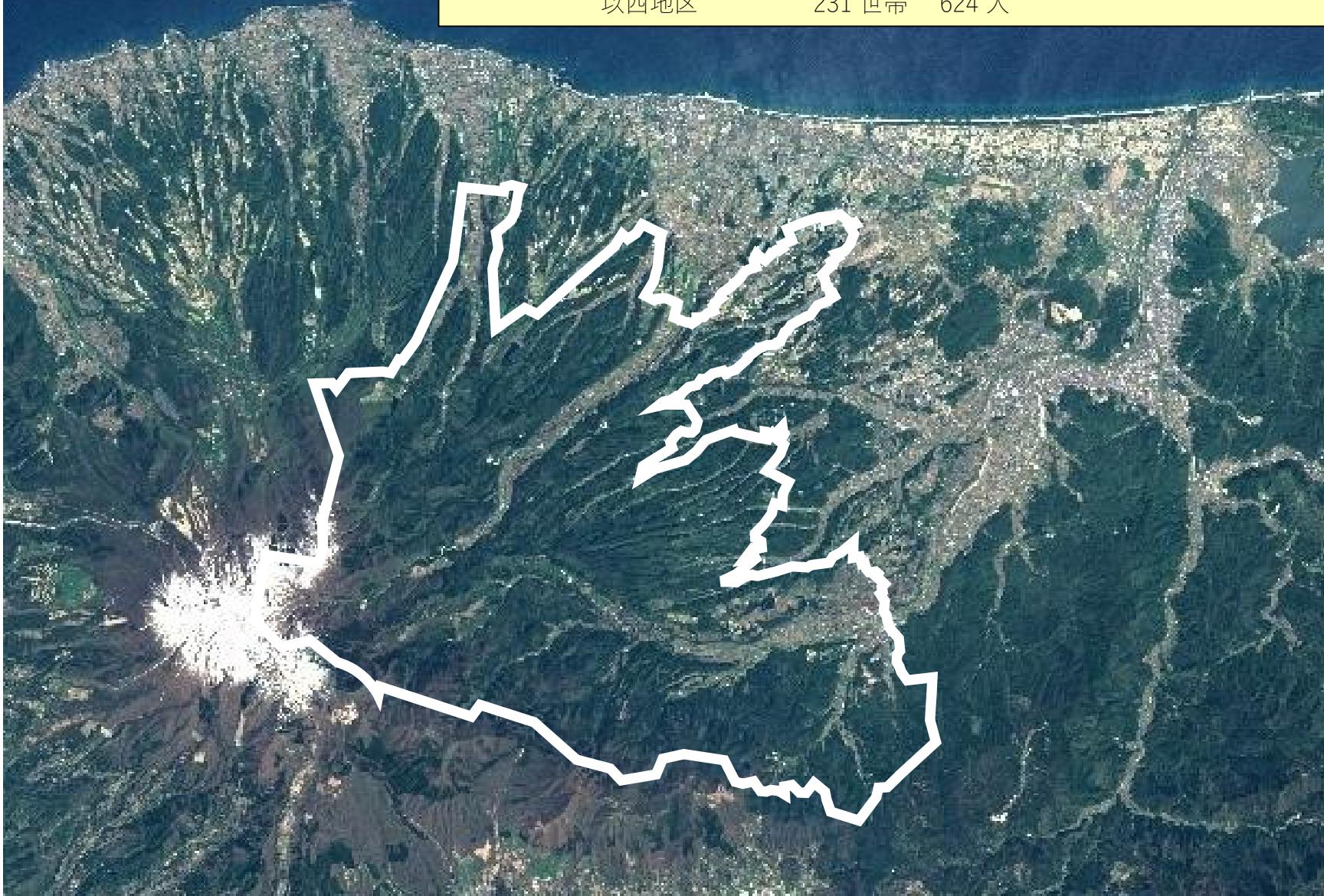
生物多様性保全に関連する運営・支援 その他脱炭素化に繋がる実証、地域課題解決につながる支援（教育・啓発）

地域の人々・団体との連携を推進する。

・設立手法： 3市町による設立発起により社員を選出し設立

【東大山中山間地域集落エリア】(主要な需要地)

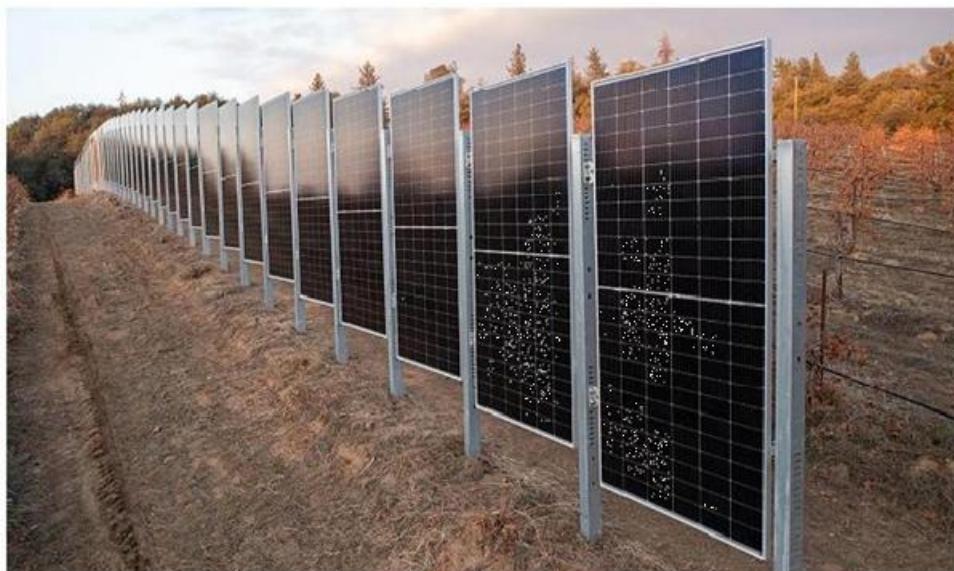
- 倉吉市 関金地区 1,283世帯 2,958人
北谷地区の一部 93世帯 207人 (大河内、汗干、長谷、伴谷)
高城地区の一部 73世帯 160人 (般若、椋波、立見、上大立、河来見)
- 北栄町 栄地区 399世帯 1,118人
- 琴浦町 上郷、古布庄地区 417世帯 1,066人
以西地区 231世帯 624人



※倉吉市内で先行的に設置済の“どくだみ”ソーラーシェアリング



※垂直ソーラーパネル

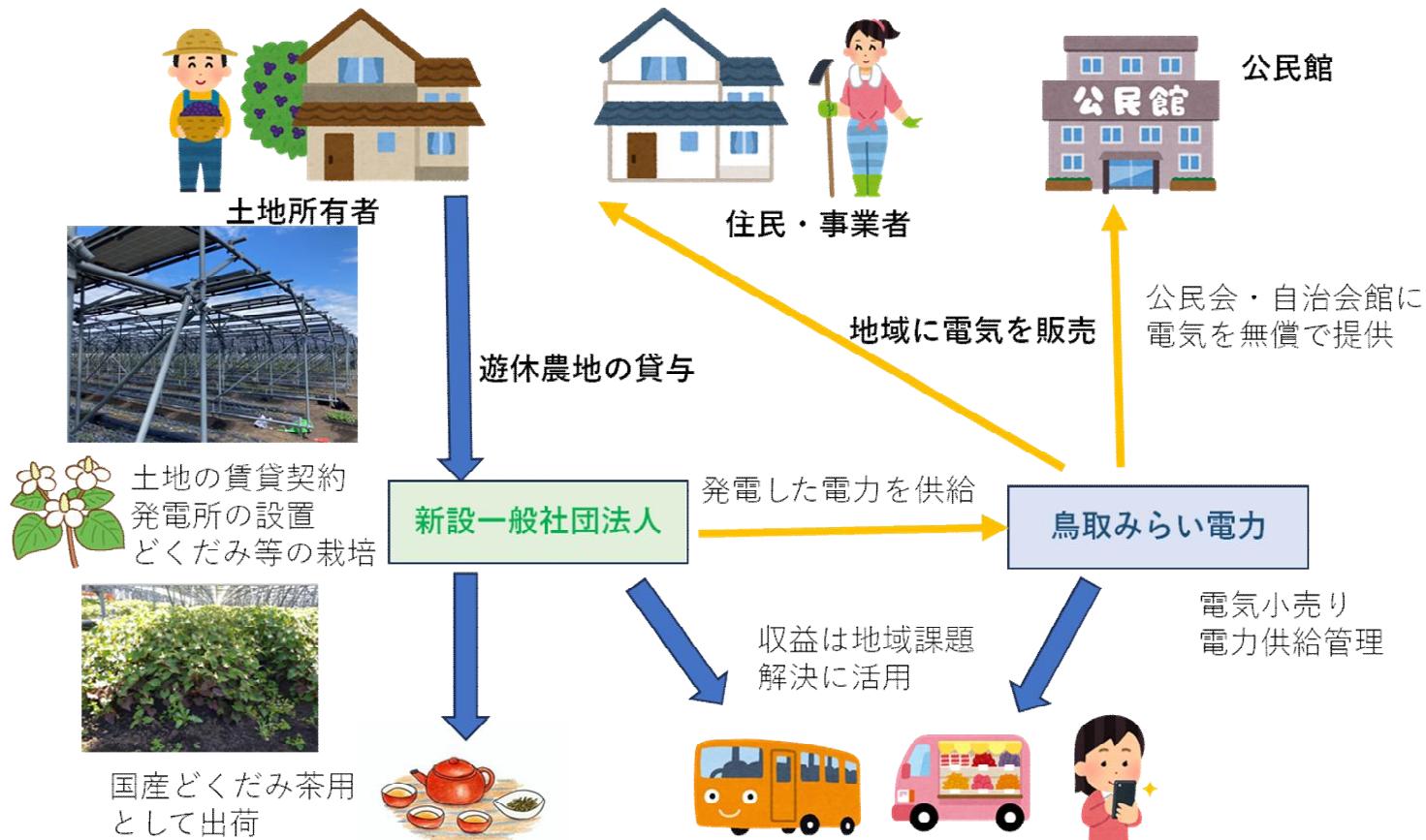


※ポンプ場横イメージ



遊休農地を活用したソーラーシェアリング太陽光パネルの設置

- ・先行地域内に多数点在する遊休農地に営農型太陽光設備を設置。
- ・日射量が少なくとも育ち、作業負担が小さく、付加価値の高いどくだみ等の作物を栽培し、発電事業と作物栽培が一体となった新しい農業の姿を構築する。
- ・地域で実績のある事業主体が地域と連携して実施し、地域の収入源とする。



持続可能な地域づくりの実現

地域の環境・社会・経済課題を同時解決

脱炭素を手段に人・お金・資源等のモノを循環
(官民連携・協働・関係人口等との連携)

鳥取中部ふるさと広域連合の施策と連動
(新たな一般廃棄物処理システム基本構想等)

中部圏域

(生活圏域全体に拡大)



J A、商工会議所等とも連帯

倉吉市・北栄町・琴浦町 (全体に)

脱炭素先行地域共同申請者
関係者等

